

平成 2 8 年 6 月 1 5 日 開 会

平成 2 8 年 6 月 1 5 日 閉 会

平 成 2 8 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 28 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 51 号

平成 28 年第 2 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 6 月 8 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 28 年 6 月 15 日 (水)

2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 28 年 6 月 15 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 28 年 6 月 15 日 (水曜日) 午後 4 時 04 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	6月15日
1	大 川 新 也	○
2	坂 口 直 人	○
3	中 松 和 彦	○
4	松 下 智	○
5	谷 康 男	○
6	柴 田 初 子	○
7	藤 本 傳 夫	○
8	森 崇	○
9	安 井 信 之	○
10	秋 長 正 幸	○
11	鍋 谷 真 由 美	○
12	中 村 勝 利	○
13	浜 口 勇	○
14	森 口 久 士	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	塩 田 幸 雄	○
副 町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	後 藤 巧	○
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○
企画振興部長	大 江 正 彦	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○
健康福祉部長	濱 田 茂	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○
参 事	大 川 昭 彦	○
環境衛生課長	谷 本 静 香	○
建設課長	三 木 宜 紀	○
健康づくり福祉課長	清 水 一 彦	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○
商工観光課長	久 利 佳 秀	○
会計管理者	立 花 英 雄	○
農林水産課長	近 藤 伸 一	○
議会事務局長	谷 部 達 海	○
社会教育課長	松 田 知 巳	○
オリーブ課長	丸 本 秀	○
人権対策課長	山 本 真 也	○
高齢者福祉課長	堀 内 宏 美	○
水道課長	唐 橋 幹 隆	○
子育て共育課長	後 藤 正 樹	○
介護サービス課兼老健事務長	岡 本 達 志	○
住 民 課 長	細 井 隆 昭	○

議会事務局長 谷 部 達 海

議事日程

別 紙 の と お り

平成28年第2回小豆島町議会定例会議事日程

平成28年6月15日(水) 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 11名
- 第4 報告第1号 平成27年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(町長提出)
- 第5 報告第2号 平成27年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について
(町長提出)
- 第6 議案第52号 専決処分の承認について
(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について)
(町長提出)
- 第7 議案第53号 専決処分の承認について
(小豆島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)
(町長提出)
- 第8 議案第54号 専決処分の承認について
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
(町長提出)
- 第9 議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(町長提出)

- 第10 議案第56号 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第57号 し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第12 議案第58号 平成28年度小豆島町一般会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第13 議員派遣について
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（森口久士君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末の間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

おはようございます。本日は何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月8日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、今定例会では、繰越明許費繰越計算書の報告2件、専決処分の承認3件、人事案件1件、条例改正1件、契約案件1件、補正予算の審議1件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単でございますが今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） 次に、既に議員各位のご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町の人事異動があり課長級などの一部がかわっておりますので、異動のあった職員のみご挨拶をお願いいたします。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） このたび税務課長を拝命いたしました川崎智文です。税務行政につきましては専門性の高い分野ではございますが、最前線に立つのは税務課の職員でありますし、またお話の相手をさせていただきますのは一般の住民の方々です。私のみが一生懸命頑張ってもどうすることもできません。ただ、課の職員ともども成長いたしまして住民の皆さんに的確な、正確な、優しい表現をしながら住民の信頼を勝ち得ていきたいと思っておる所存でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 4月1日付で人権対策課長を拝命いたしました山本真也でございます。人権対策課では人権啓発、地域改善対策、男女共同参画社会の形成に関する業務等を分掌しており、城山会館、草壁会館及び橘会館の運営管理業務も含まれております。

さて、自己紹介の場をおかりして申しわけありませんが、今月26日には午後1時半からサン・オリーブにおいて男女共同参画推進シンポジウムを開催いたしますので、議員の皆様におかれましてもぜひご参加いただく旨をお知らせを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（丸本 秀君） 4月1日付でオリーブ課長を拝命いたしました丸本でございます。自分にとっては古巣であります但課題はたくさんあります。一生懸命前向きに取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 失礼いたします。4月1日付で健康づくり福祉課長を拝命しました清水です。どうぞよろしくお願いいたします。町民の皆さんが生涯を通じて健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指して福祉施策に一生懸命取り組んでまいりますので、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 介護サービス課長兼老健事務長。

○介護サービス課長兼老健事務長（岡本達志君） 4月1日付で内海病院事務長から介護サービス課長兼老健事務長に異動しました岡本です。引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 会計管理者。

○会計管理者（立花英雄君） 4月1日付で会計管理者を拝命いたしました立花でございます。行政運営を支える大切な公金をお預かりする者として、適正な支出と公金の管理に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） おはようございます。4月1日付で建設課長になりました三木と申します。よろしくお願いいたします。最年少課長であって、また尾田さんの後という事でプレッシャーを感じてるんですけども一生懸命頑張りたいと思いますので今後ともよろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 議会事務局主査。

○議会事務局主査（立住貴彦君） 4月1日付で議会事務局の主査を拝命いたしました立住です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成

立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2月17日以降、6月6日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査執行状況報告書3件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、2番坂口直人議員、3番中松和彦議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は本日1日にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答で行います。

なお、一般質問の時間を守っていただくために5分前に事務局長が札を出します。この後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は財産区の今後のあり方についてご質問をいたします。

小豆島町内の6財産区は昭和20年代に旧内海町へ合併する6カ町村の持つ公有地を残して管理してきたものであります。以来、各財産区議会は公職選挙法によって議員は選出されております。年間の収入は各財産区によって多いところ、少ないところとまちまちであります。

旧池田町は財産区を残しておりません。小豆島町全体を見ると財産区の収入にもばらつきがあり不公平感もありますし、70年近くもたとうとしていますので一つの方法として町有財産に持ち込んで管理する方法も考えられるのではないかと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員から財産区の今後のあり方についてのご質問がありました。

ご質問にお答えする前に、先般草壁財産区で起きました不祥事につきまして、この場をかりましても深く町民の皆様におわびを申し上げたいと思います。本当に申しわけないと思います。

草壁財産区の問題については二度と同じような問題が起きないように複数人の、いわゆる会計チェックなど万全の措置を講じていきたいと思っておりますのでございます。

浜口議員の財産区の質問についてお答えをいたします。

質問にありましたように、現在小豆島町内に6つの財産区があります。この財産区は昭和の大合併の際に旧内海町において旧町村の財産の持ち込みに関して合意ができずそれぞれに財産区が設置されたものです。

この財産区は地方自治法で規定された特別地方公共団体になっております。すなわち、小豆島町とは別の独立した特別地方公共団体になっております。法律におきまして執行機関は小豆島町とされてまして、私が法律で自動的に管理者になっているという仕組みになっております。議会はそれぞれ財産区ごとに設置されているところでございます。

質問にありました財産を小豆島町の財産にするということにつきましては、すなわちその財産区、現在地方自治法で規定された特別地方公共団体であります財産区を消滅するという法的な問題があります。したがって、それぞれの地域での合意形成が必要となりますので、手続的にもかなりややこしいことでもありますし、そう簡単なことではないと認識しております。

しかしながら、ご質問にありましたように財産区を取り巻く環境は変化しております。私自身もこの6年間、財産区の管理者という立場をさせていただいておりますけれども、

法律で求められている建前と実際の現実との間には相当乖離がありまして、財産区制度についてはやはり問題があると私自身も経験として感じております。町長の仕事をしながら財産区の仕事も責任を持ってやるということは現実には大変難しいことだろうと思っております。

したがいまして、各財産区の皆さんのご意見を聞く必要がありますけれども、重要な政策課題、研究課題として今後取り組んでまいりたいと思っております。

詳細は担当課長が説明いたします。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 補足の説明をさせていただきます。

旧内海町では昭和26年に5カ町村が合併して内海町となり、その後、昭和32年3月31日に福田村と合併をしました。内海5カ町村の合併時に問題となったことの一つに、各町村が持っている財産処分がありました。合併に際しては財産も負債も全て新町に持ち込むという考え方もありましたが、保有財産に大きな格差があったりして意見の一致を見ることができませんでした。

国の合併推進策の一つとして、このような際には財産区という特別地方公共団体を設置し、その区域に財産を残し管理運営をすることを推奨しておりました。旧内海町ではこれに基づき、旧町村単位の財産区及び財産区議会が設置されたものでございます。この財産区につきましては、原則として固有の機関を持たず、所在市町村の首長がその執行機関の、また議会が議決機関の機能を受けもつこととなっております。

しかしながら、例外として地方自治法第295条で財産区に議会を設けることができるとの規定があります。これは財産区の利害と市町村の利害が必ずしも一致せず、町村議会にして公平に財産区の事務を議決させることが適当でない場合に財産区固有の意思決定機関を設けることができることとしたものでございます。昭和26年、32年の旧内海町合併時にはこれを採用して財産区議会を設置したもので、財産処分の決定などはこの議会の議決が必要となります。

そのようなことから、たちまち財産区の財産を町へ持ち込むことは難しいと考えますが、一方、地方自治法第296条の5では、財産区が市町村内で孤立する団体となって所在市町村全体の一体性を損なわないように運営すべきであるとの努力義務も課せられております。

これらのことから、財産区のあり方につきましては財産区議員さん、それからその地域の人々とも十分に研究、協議を重ねていきたいと考えております。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 難しいことはわかりましたけど、町長が管理者、そして事務をとるのは町の職員ということで今日までやってきましたけれど、やはりずっと続けるのか、未来永劫にわたって、町長がお考えのようにどっかでこの問題を今のままでなくていい方向に向けるべきではないかと思いますが、これを続けるのか、残すのか、いつごろまでにこれをどういう方向に持って行くのかというような見通しがありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 財産区、幾つかありますが、それぞれの財産区において置かれている状況、環境、考え方が違うと思います。多分、これから協議を始めますけれども、もう速やかに町に財産を譲渡して財産区は解消したいという財産区もあると思いますが、一方でさらに財産区として独立の存在として財産を管理したいという財産区もあると思います。

したがって、少し時間はかかると思いますが、順番に一つ一つ財産区と議論して解消し、最終的にはやはり地方自治体としての一体感を保つという点は小豆島町に一本化することが望ましいと思っております。以上です。

（13番浜口 勇君「終わりです。終わります」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私からは3問質問させていただきます。

最初に、猪鹿垣対策についてでございます。

イノシシとの闘いは里村共生室で対応しておりますが、イノシシの急増に対応し切れないように思われます。非常に小さな畑で農作物をつくっている人は、芋をつくっていたがイノシシに荒らされてしまったと。もう農業はしたくないと言われます。イノシシはミミズを食べるためか、畑の土やミカンやオリーブの木をひっくり返したり、人を襲ったりして私たち人間にとって危険きわまりない動物だと思います。夜行性でないよと聞いてますが、お墓にもあらわれるので怖がられ、地域によっては冬は子供たちが集団下校しておりました。

ある人が夜、イノシシがいるので家に帰れないというのでその人の車に乗り現場まで行きましたが、ライトを照らしても大きなイノシシは逃げませんでした。地域は高齢化しており、自治会もイノシシ柵をつくれな自治体もあると思います。

先日、議員に配付された小豆島の猪鹿垣、これですけども、その昔、自普請で行いたいと、当時の幕府にも申し入れたようでございます。約230年前、30年もかけて猪鹿垣をつくった先人たちの苦勞と努力に学ぶべきと思います。資料によると、延べ120キロは国内最大級だそうです。島民の命を救い、人間とイノシシや鹿とのすみ分けだったとも書かれているとおりです。島民総動員だったというふうに思います。

今、農業、地域、人を守るために早急にイノシシ対策のボランティアを募ってイノシシ柵をつくってもらえないかと思います。観光ボランティアは既にごございます。全国的な問題でもあり、この小豆島でもさらなるイノシシ対策やジビエ対策も検討すべきです。高松ではイノシシ被害だけが人が何度も出ています。何とかしたいでなくて、何とかしなくてはならないと思いますが。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から猪鹿垣対策についての質問をいただきました。

鳥獣害対策につきましては、住民の皆様が積極的に取り組んでいただいたおかげでここ数年、相当前進したと思っておりますが、しかしイノシシ等による被害が減少してはおりません。今後とも住民の皆様と一緒に取り組んでいかなければいけない課題だと思っております。

質問の中にありました猪鹿垣研究会には私もメンバーとして参加しておりますし、その研究冊子はとてもすばらしいものだと思いますし、江戸時代の私たちの先達がつくった100キロ、120キロに及ぶ猪鹿垣を自分たちの力でつくったということも世界に誇るべきことだと思っております。

ご提案にありました農業、地域、人を守るためのボランティアのイノシシ垣をつくったかどうかという提案はすばらしい提案だと思います。小集落において高齢化のため防護柵の設置は難しい地域もあることから、設置作業にボランティアの力を活用してはどうかという提案はとてもいい提案だと思いますので、担当課において早速検討させていただきます。

それから、ジビエの問題も言われました。里村共生室のメンバーが先進地視察をしております。成功しているところは民間の人がやって成功してる事例だと理解をしておりますので、先進事例についても研究し、小豆島でもそういうものができるかどうか検討したいと思っております。

詳細は担当課長から説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君）　ただいま森議員さんからのご質問でございます。

まず、町内の27年度の有害鳥獣、主要となります鹿、猿、イノシシの捕獲状況についてご報告させていただけたらと思います。昨年度の捕獲数でございますけれども、鹿でございます。約680頭、対前年度で160頭ほど増えております。それから、猿でございます。約140頭、同じく20頭の増。それから、イノシシ約570頭捕まえてございます。対前年約100頭の増ということで、対前年でいきますと20から30%増しの実績ということになってございます。

また、出没情報や相談のほうをいただいております、当課、26年度で97件、27年度で83件という相談件数がございます。

また、このような現状を踏まえまして、昨年度におきましては各自治会の総会、それからまた春、秋に行いました町政懇談会の場で貴重なお時間をいただきまして被害状況、それからイノシシに遭遇した場合の対処についてのご説明を申し上げたところでございます。

その際、捕獲だけではなかなか限界がありますよということをご報告させていただいて、侵入防止柵やとか狩猟免許の取得者、こちらのほうの育成を地域でぜひとも取り組んでいただきたいというお願いも差し上げてございます。

今回、森議員さんからボランティアの力をかりて侵入防止柵の設置を進めてはどうかというような貴重なご提案いただいております、町長からも答弁ありましたとおおり、応募方法とか、また活動時におけます保険の問題、それから経費の問題等々もございませけれども、それら検討を踏まえましてその対応に取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、1点ご理解いただきたいことがございまして、県の獣害担当のほうから常々言われておりますことに、柵の設置後の管理について言われております。それにつきましては、なかなか完璧な柵というのは難しいということで、その後やられたら補修していくという形になろうかと思っております。そしてまた、設置したから終わりではなく、設置後の見回り、それから柵の周辺の草刈りなどの維持管理が非常に重要になってくることとございますので、これが伴わないと柵の効果は、せっかく設置しても薄れていくということになってございます。基本は地域で守るという点だけは十分意識を持っていただいて対策に臨んでいただきたいのがお願いでございます。

今後とも被害対策は当然のことながら、ジビエ対策につきましても十分に研究いたしまして、費用対効果等を調査してまいりますので、より効果的な鳥獣害対策、こちらを実施

してまいりたいと思います。ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 最初にイノシシを捕獲したのは平成21年で8匹だったと。約50何倍になっただけでびっくりして、丸金の人に言いますと、そーいや、うちの工場の中にイノシシがおったと。5月。ですから、あの苗羽の辺は山が近いんでそうだと思いますけど。

例えば、オリーブハマチ、オリーブ牛の月日も聞いたんですけど、一回言って笑われたんですけど、オリーブイノシシにしてはどうかと、言うてみんなに笑ったんですけど、捕獲する人、料理する人、売れるところをきちんとせないかんということやと確かに思いますけど、ここまで来たらやっぱりそういうことを一緒に考えていってもらわないかんなどというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、町職員の年休消化についてでございます。

小豆島中央病院が企業化されたので、今後町職員の年休消化の数字がストレートにあらわれると思います。今までは内海病院で働く人も入っており、年休消化の平均を上げていたというふうに思います。開院前の内海病院職員と町職員に分けた年休消化の実態をお聞きします。

理由は、町も計画年休が必要になったと思うからです。小豆島町職員の仕事が特別きついとは思いませんけれども、過労死という言葉は他の国になかったもので、その言葉は日本から広がったと聞いています。仕事は頑張りが必要ですけれども、休日、休息、年休消化はそのためにも大切であり、法律を守るのが行政だと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員からの年休取得の質問がありました。

おっしゃるとおり、職員の皆様に仕事をしっかりしていただくためには休むときには休んで心身ともリフレッシュをしていただくことが必要だと思います。このためには年休はしっかりと取得していただきたいと思っております。各課長さんの判断で積極的に職員の皆さんが年休を取得できるよう取り組んでいただきたいと思っております。

具体的には担当課長から説明いたします。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 補足の説明をいたします。

内海病院職員と町職員の年次休暇、有給休暇の取得日数につきましてご説明をいたします。

小豆島中央病院開院前の平成27年中の年次有給休暇の取得状況は、職員全体では11.5日となっております。内海病院職員が13.9日となっております、町職員が7.7日となっております。内海病院職員につきましては仕事のローテーションの関係から自由に年休が取得できる状況にはないことから、あらかじめ年休を取得させており、取得日数が多くなっているものと考えられます。

計画的な年次有給休暇の取得につきましては、先ほど町長から答弁がございましたように、各部署によってはそれぞれ仕事の都合があり変わってまいりますので、それぞれの部署の長の判断によって実施できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 以前も申し上げたと思うんですけど、週休2日制になったとき、丸金の方は非常に喜んでおられました。先輩ですけど、日曜日は休むというの前はなかったんだと。いや、そんなことないやろと。盆休みとか正月休みあったやろ言ったら、そんな日やって仕事に行って10時ぐらいに帰ってくるんだということを僕は聞いてびっくりしたんですけど、世の中変わってきて休日は増えているっていう時代に、相変わらず働かなしょうがない。人数見るととても休めないというのが実態のように思います。ですから、計画年休のことは余り聞かなかったんですけども、計画年休というのは入れているんでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 森議員の再質問についてでございますけども、先ほど申しましたように、内海病院とか、それから介護老人保健施設というふうにやはりローテーションが決まっているような部署につきましてはそういうような計画年休入れておりますが、それ以外の部署では計画年休は入れておりません。

ただ、夏季の特別休暇などにつきましてはできるだけまとめて休暇をとるようなというふうなことなどで指導をしてきておるといような状況でございます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 何事も急に改善されると、急によくなるということは僕は非常に難しいとは思いますが。しかし、やっぱり町職員の方もきちんと年休を消化すると、僕は島の出身ですけど自分の休日というのなかなか増やせなかったんですけど、1月ぐらいになると会社と交渉して2年前の20日の消化率をちゃんと発表してもらって努力するというのを続けてきましたので、そういった意味では町の職員の方の年休消化についても努力していただきたいというふうに思っております。

3番目に入ります。

平和を考える小豆島に。

昨年7月の二十四の瞳に学ぶ平和トークには500人を超える参加者がございました。コーディネーターの方から平和の小豆島で終わらず平和を考える小豆島にすべきとの発言がございました。アンケートには、戦争だけはいけないという声が約100人の方から出されております。確かに世界では戦争が続けられており、日本も絶対安全というの言い切れません。

5月27日には米国のオバマ大統領が初めて広島を訪問して平和祈念公園で献花、追悼して核兵器なき世界を追求する勇気をとということで決意表明をされました。犠牲の被爆者、これ115人ですけど、アンケートでは謝罪は求めないというのが78%でございます。オバマ大統領が被爆者を抱き寄せた姿がマスコミを通じて世界に広がったと思います。平和は世界共通の希望になりました。平和を考える小豆島としての町の平和の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から小豆島町としての平和の決意を聞かれました。

小豆島は平和の象徴であるオリーブの産地であります。また、壺井栄の二十四の瞳を生んだ町でもありますので、小豆島として平和を発信することは広島市が平和を発信する事が責務であると同じぐらいに小豆島町にとって大切な任務であると私は認識をしております。

そのような観点から、昨年平和トークというものをいたしましたし、私もシンポジウムに参加しました。とても有意義なシンポジウムであったと認識をしております。今年ちょうど壺井栄さんの五十回忌の年でもありますし、小豆島町誕生10周年の節目の年でもありますので、この2つのことを記念いたしまして9月25日の日曜日だったと思いますけれども、「平和の島小豆島フォーラム～壺井栄から学ぶ～」という行事を行うこととしております。

詳細はまだ詰めているところでありますが、基調講演として小豆島町と包括協力協定を結んだ四国学園大学、ここは平和の研究とか人権問題の研究で先駆的な取り組みをしている大学でありますけれども、そこの学長さんに基調講演をしていただき、その後、壺井栄さんの二十四の瞳を題材に平和について考えるシンポジウムをすることとしております。あわせて、二十四の瞳の紙芝居などについてもボランティアの方に行っていただくというそういう取り組みをして平和を小豆島から発信していきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 私、もと島バスだったんで運転手が走っとるとき、ガイドさんが二十四の瞳を語るんです。泣きながら走っていた時もあるんですけど、この紙芝居も5年前にちょうど僕の同級生が二十四の瞳の紙芝居をつくりたいということで壺井栄さんの親戚に電話をして了承をもらって紙芝居をやっています。

去年、今町長言われたように、平和トークのときに、5,500人あったがあの日は500人ですから6,000人を超えて、特に池田町なんか老人会がすごいですから、そこへ何回も行ってますし、多分大方8,000人近い人たちが映画村を含めて、映画村1回に1,000人ぐらい全体でなりますんで、僕も反省なんですけど、平和は誰かが守ってくれるという、この甘い考えがあったと思うんです。壺井栄さんに出会って、この紙芝居に出会ってやっぱりこのまま放置するとだめだと、オバマさんが頑張ってきてくれましたけど、オバマさんに任せとっても僕はできないというふうに思いますんで、町長が言われるように発信基地としては世界中だというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

---

○議長（森口久士君） 5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私のほうから2点質問させていただきます。

昨年の6月定例会でも質問しましたが、小豆島町におけるごみ対策について再度質問いたします。

昨年の時点で町内2カ所あるごみの最終処分場のうち、吉野処分場が28年度で搬入停止の予定、また徳本処分場においても平成32年度中に計画容量に達するとあったが計画に変更はないのか。

また、この状況の中、町内のごみ処分計画についての状況は、前回も提案した不燃ごみの中間処理、破砕、分別施設の検討はなされているのか。町長が前回秋長議員の質問に対し、両町が一つ一つの問題を解決してこそ、その先に一つになるとの答弁をされていましたが、まさに解決すべき1つの問題がここにあるのではないかと思います。

一般ごみの最終処分場はそれぞれの町で検討、確保すべきと思いますが、その前段での中間処理は両町で検討すべきではないのか。今後、最終処分地を検討していく中においても、従来の直接埋立処分では関係地域の理解は得にくいと考えるが町長の考えは。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員からごみの処分についての質問をいただきました。

質問のとおり、最終処分場の確保は小豆島にとってとても大切な問題でありまして、2

町ごとではなくて最終的には広域的、2町が力を合わせて取り組むべき課題だと思っております。そして、ただ埋めるのではなくて中間処理をして最終処分の量を減らしていくということも必要不可欠なことだろうと思っております。したがって、中間処理の検討も2町が力を合わせてすべきだと思っております。

具体的なこのことについて説明を申し上げます。

まず、最終処分場のうち、吉野地区埋立処分場につきましては、平成28年度末をもってごみの搬入を停止するというお約束になっていると思っておりますけれども、その考えに現段階で変わりはありません。

もう一つの徳本地区埋立処分場がありますけれども、平成32年度中には計画容量に到達するものと見込んでおりますけれども、次期最終処分場の建設期間が少し時間がかかると思われますので、徳本地区埋立処分場についてはどこかの段階で計画容量を変更して少し利用期間を延長化、ほんの少しになると思っておりますが、することを考えております。

次に、中間処理であります不燃ごみの破碎、選別処理ですけれども、ごみ処理のリサイクルの推進、ごみの減量化の観点から検討すべき課題であると認識しておりますので必ずすべき課題であると思っております。

また、選別の過程で有害物や危険物の点検除去もできると思われますので、最終処分場をつくる際、あるいは現在ある最終処分場の周辺住民の皆様の安全性の確保、不安の払拭にもつながるものと考えております。

このような状況は小豆島町のみならず土庄町も同じ状況でありまして、同じように最終処分場の計画に着手しておりますので、両町連絡をとりながら現在検討をしているところであります。

詳しくは担当課長から説明をさせます。

中間処理については小豆島クリーンセンター、小豆島リサイクルセンターという工事の観点でこれからも取り組んでいく必要があると思っております。広域事業として中間処理についても検討をする、実施をしていくということになるのではないかと考えております。中間処理を進めるという前提で最終処分場をどこにするかという議論もしていきたいと思っております。徳本処分場も平成32年度、若干の延長ができるとしてもそこから先の処分場は確保されていないですので、次期最終処分場につきましても現在検討中でありまして、できるだけ早く場所を決定して手続を進めていきたいと考えております。

詳しくは担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、徳本処分場におきましては、平成29年度から小豆島町全域の不燃ごみを受け入れしながら、次期最終処分場の受け入れ開始まで容量を確保していく必要がございます。したがって、計画変更によりまして現在の7万5,000立方メートルから1割未満程度の範囲で容量拡大を図る準備を既に進めております。

次に、不燃ごみの破碎選別処理施設に関しましては、昨年の6月議会で選別処理の結果、多くのごみが可燃ごみと再資源化につながる有価物に選別される見込みであることから、小豆島クリーンセンターあるいはリサイクルセンターとの連携が極めて重要であるし、重要な課題であると申し上げました。

この認識につきましては土庄町についても同様でございます、任意の協議組織として小豆郡2町ごみ問題協議会というのが、実は休眠状態でございますのを再開いたしまして、ここを勉強会に位置づけて土庄町と協同して事業の可能性について既に検討を着手しております。

最後に、次期最終処分場の整備に関しましては、複数選定した候補地の評価、検討を進めておるところでございます。極力早い段階で設置場所を決定したいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 余り時間がないので早急にお願ひしたいと思います。

それと、ごみの処分場についてですけど、この破碎選別を行った後という最終処分場なんですけども、高松あたりで問い合わせしますとほとんど借地でやってるところもあるようです。それをどういうふうにご利用するかといいますと、畑とか田んぼの地上げです。現在、もう処分が終わった後の実際の田んぼとか畑ができていたというような状況もあります。だから、検討会立ち上げていただいて、それはもう結構なんですけども、そういうところをよく調査、勉強していただいて、町長、余り時間ありませんので早急にそういったところをお願ひしたいと思います。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） それにつきましては十分検討させていただきたいと思ひますし、議員さんご指摘の中間処理施設、これ非常に安定性、安全なごみが入ってくるような形になります。そういった意味では埋め立て終わりました実際浸出水等とかのモニタリングを長期間にわたってしていけないかんですが、以降、かなり重要な活用が図れていけると思ひますので、そういった将来の活用も含めて検討を進めてまいりたいと思ひます。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 次の質問です。

今、空き家対策をずっと行われています。空き家調査の進捗状況。

それから、その中に今どのぐらいの割合であるのかわかりませんが、相続がなされてない、建物の。また、法人の所有でその法人が倒産しているにもかかわらず精算手続きができていない等の場合があったと思いますが、そのようなものに対する行政としての対応はどういう形のものかと質問します。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 空き家対策についての質問をいただきました。

空き家対策につきましては、この議会でも何度もご質問受けてまして、空き家に関する特別措置法というのが国がつくってくれてまして、その法律に基づきまして空き家に関する協議会をつくり、最終的には空き家の活用に関する総合計画をつくるということになります。

協議会の設置をなるべく早くしたいと思ってまして、この7月には第1回目をあけると担当課長から報告を受けております。そして、協議会を開いて、最終的に空き家活用の全体計画をつくるわけですが、その前提として空き家の調査を行ってきました。その空き家調査につきましては各自治会からご提供いただいた情報を基本に小豆島町全域の現地調査を行い全て完了をいたしました。

調査の結果、住宅、店舗、倉庫など、空き建物の総件数は2,288件でした。現在、得られた情報をデータベースに整理する過程に入っております。詳細とご質問にありました相続、精算手続きがとられてない物件の取り扱いなどに関しまして担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、空き家の調査に関しまして説明申し上げます。

調査におきましては、老朽危険空き家のみならず、空き家の活用を念頭に置きまして、使用されていない全ての建物を対象にピックアップをしております。現地調査、現地調査の過程で新たな物件の把握作業を行いまして、結果として空き建物の総数につきましては2,288件で、うち1,696件が住居でございました。

また、比較的状态のよい物件につきましては992件、腐朽して危険な物件が554件で、それ以外の物件につきましては使用再開に当たって大小の修繕を要するものとして分類しております。これらの情報は地図情報と連動しましたデータベースに整理し、現在は税

情報を活用しまして登記簿上の所有者を調査物件に連結する作業を進めております。

次に、その相続や精算手続がとられていない物件の取り扱いについて説明申し上げます。

物件の適正管理指導や活用の意思確認のために所有者の特定作業は必ず行わなければならないと考えております。個人所有の物件につきましては登記簿、戸籍情報などを調査しまして実態的な所有者を特定する作業を継続的に行うこととしておりますが、活用可能な優良物件につきましてはこの作業が比較的簡単に完了するものと見込んでおります。

しかし、不動産登記が行われていない物件や老朽物件の中には意図的な相続放棄、あるいは相続が途絶えているケースなど、建物の所有者が確定できないケースも散見されますことから、周辺住民の聞き取り調査など、追加調査に加えまして家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てるなどの法的措置につきましても研究してまいります。

次に、法人所有物件につきましてはの説明でございますが、一般的に企業倒産などの場合につきましては裁判所が選任した破産管財人が倒産企業の所有物件を売却するなどとして精算手続を行います。

この精算手続の過程で競売不調などによりまして管理処分権が放棄された場合につきましては、破産手続完了後、倒産企業の法人格が消滅してもなお倒産企業の名義のまま放置されることとなりますし、管理処分権の放棄によりまして破産管財人の管理義務も消失することとなります。ですから、倒産企業のまま放置されてしまうというケースとなります。

したがって、破産手続が完了後、放置された建物の管理義務を負う者は誰もいないという状況になりますので、仮にその建物の除却を行う場合につきましては裁判所に新たに清算人の選任を申し立てまして、清算人から建物の譲渡を受けて建物を解体するか、あるいは清算人に除却命令を発した上で代執行により解体を行うことが考えられます。あくまでも想定でございます。

しかし、具体的なケースごとに物件に残留する権利が異なることから、個別の判断とそれぞれ異なる法律上の手続が必要であることはもはや言うまでもございません。以上、説明終わります。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 企業の倒産したものについては非常に難しいというのがわかりますが、その分、物件も大きかったりいろいろあるんで、そのあたりできる範囲で行政のほうも動かしていただきたいと思います。

それと、先ほどあった相続放棄、相続放棄をした場合に、じゃあ逆に行政がどういう手続をとるのか。それと、今その活用とか空き家対策の中でできるだけ活用というのがあるんですけども、それとは別に防災対策、特に放棄しているようなところの建物というのは非常に危険な建物であり、地震なんかの場合にはもう完全に倒壊するようなものであるというところで、何課が担当してどういう形でその処理を進めていくのかどうかをわかる範囲で結構ですので。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 相続放棄物件につきましては、先ほど申しあげましたように家庭裁判所のほうで相続財産の管理人というのを選任する方法もございますし、無主物、持ち主がない物件としまして国有財産相当として財務局と協議する方法がございます。いずれも具体的な手法等につきましては研究課題でございまして、具体的にどの手法を投入できるかというのはまた少し検討研究を待っていただきたいと思います。それと、大きな物件につきましては今後、町長が先ほど申しあげました協議会の中で検討を進めてまいりたいと思いますので、その中で方向性を見つけていきたいと思います。

あと、防災対策につきましては、同じく協議会の中でそういった意見も出てくると思います。町内を横断的にそういった協議組織を既につくっておりますので、その中でどう対応していくかというのも検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） よくわかりました。とりあえず協議会の中でということで、これも先ほどの話で時間がたてばたつほど建物のあれも老朽化しますし、次々と相続が難しくなるという事ですので、できるだけ早くそういうことを計画して出していただきたいと思います。答弁は結構です。終わります。

---

○議長（森口久士君） 2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは2問、質問をしたいと思います。

まず初めに、環境省による国立公園への外国人旅行者の誘致について質問いたします。

現在、環境省が日本の国立公園に外国人旅行者誘致策を検討しています。宿泊施設の整備や質の高いガイドの育成などを通じて観光地としての魅力を高める方針で、今年の夏にも全国32カ所の国立公園からモデル事業を実施する5カ所が選ばれる予定です。

現在は地震からの復興を目指す熊本の阿蘇が有力候補に上がっています。この事業に選出されることで環境省からのサポートのもと、海外の富裕層に各地特有の価値を伝えるこ

とができます。実施地域をめぐるっては丸川環境大臣が3月に視察した阿寒、欧米人の利用者が多い日光や山陰海岸なども有力視されています。

しかし、残念ながら現在候補に上がっていない瀬戸内海は1934年3月16日に日本で初めての国立公園に認定され、その中でも小豆島は醤油、そうめん、オリーブ、つくだ煮など、土地の利を生かした産業や島遍路によるお接待文化が色濃く根づき、外国人旅行者を引きつける美しい日本を代表する景色や美味、暮らしがあります。まさに今回の環境省が狙う適切な候補地であるため、小豆島町が手を挙げて選ばれるよう魅力を発信してはいかでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員から外国人旅行者の誘致についての質問がありました。

最近、日本への外国人旅行者が大変増えておりますけれども、実は小豆島も外国人旅行者がたくさん来られるようになっていきます。そういう外国人旅行者への受け入れ態勢ということが必要になってまいります。先般小豆島観光協会でウェルカムサポーターという事業を始めまして、英会話の講座と少し英語に自信がある方、手を挙げて各港でご接待をできないかということを始めたんですけれども、実にたくさんの方が手を挙げてくれました。小豆島の中には、例えば外国の飛行機のアテンダントをした人とか、実に海外の経験の多い方が埋もれていることがわかりました。

そういう意味で、外国人旅行者を受け入れられる歓迎態勢の素地、条件は小豆島にはあると思います。もちろん寒霞溪を初め、すばらしい観光資源がありますので質問にありました環境省の国立公園への外国人旅行者の誘致のプロジェクトにぜひとも瀬戸内海国立公園が選ばれてほしいものだと私も思います。

担当課長に聞きますと、残念ながら現在香川県が手を挙げてない、積極的に手を挙げてないと聞きましたので、新聞情報等から5カ所程度にするということで、手を挙げてないんであれば最初の5カ所に選ばれるのはかなり難しいのではないかと思いますけれども、結果のいかに問わず小豆島にはすばらしい可能性がありますので、外国人旅行者を寒霞溪など国立公園で受け入れる体制の整備は進めてまいりたいと思っております。

なお、けさの新聞によると、環境省の人事異動があつて、担当の局長さん、自然環境局長というところが担当の部局ですが、私はかつてそこで仕事をしたことがありまして、そのとき一緒に仕事をした同僚が局長さんになりましたので、7月には一度彼を訪ねてどうなってるかということ聞いてぜひ瀬戸内海小豆島を忘れないように言ってまいります。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 私のほうから、今回坂口議員からご質問のありました環境省のプロジェクトについてご説明申し上げます。

今回の環境省の事業と申しますのは、国立公園満喫プロジェクトというものでございまして、議員ご指摘のように全国32カ所から5カ所程度を選出してそこをモデル地域として集中的、計画的に整備を進めようというものでございます。

さきに5月23日に有識者会議というものが設立されまして、そこでは東京都市大学教授の涌井志郎氏を座長に東京大学大学院教授のロバートキャンベル氏、テレビなどでよく出演されている方ですけれども、その方たちを初め、8名の方で構成されております。

まず第1回目、先日行われた第1回目の会議ではインバウンド増加に向けた国立公園の現状と課題、また国立公園の満喫プロジェクト実施に向けた考え方の2件について検討がなされたということでございます。

また、6月に第2回目として参考となる国内の優良事例、また実施箇所の選定のための選定基準案、ですからここでまず選定基準案を作成するというところでございます。7月に第3回目を開きまして、この中でまず国立公園の中から16カ所程度ピックアップしてその基本情報を上げると。それと選定する公園の案及び選定理由というものをも有識者会議のほうから環境省のほうへ答申するという内容でございます。また、この中で実際に行う計画、国立公園ステップアッププログラム2020の項目についても協議がなされるという予定と聞いております。

環境省としてはこれを受けまして8月以降に5カ所程度の国立公園を選定するというところでございます。その後を選定されましたら公園につきまして基本情報の収集と整理、また環境省担当官などが現地関係者に説明会やヒアリングを経て、来年3月をめどに先ほどのステップアッププログラム2020を策定するというような流れとなっております。

このような中で、選定基準、また選定された後のステップアッププログラムの内容については今から検討がなされますので、その辺の情報収集に努めていながら、そうしたことで瀬戸内海国立公園にも情報収集というようなこともあろうかと思っておりますので、その際には積極的に情報提供をして小豆島を含めた瀬戸内海が選ばれますように努力してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） ぜひお願いします。

その際に、先日本お伝えした日本遺産や食の景勝地の窓口を一つにまとめて、連携しながら一貫したメッセージを強く発信してはどうでしょうか。全てを一つにまとめるというの

はちょっと限界があると思うので、その辺は民間企業と連携しながら強いメッセージを発信していくというのも一つのアイデアであると思いますが、どう思いますか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島の場合は私を中心に小豆島の自然を基本にして食と文化を総合した魅力を一貫して発信しているつもりです。残念ながら私が見るところ、各所ばらばらでほぼ同じコンセプトのものをばらばらでやっている国のほうに私は実は残念ながら問題があると思います。としか言いようがありません。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 先日、日本遺産に認定された奈良県の吉野町の町役場の方の担当者の方とお会いして話す機会があったんですけども、どのようなふうに行っていたのかって話を聞いたところ、文化庁のほうにたびたび足を運んで、最低でも月に1回、多いときは月に3回から4回、足を運んで相談しながらやっていたということを知りました。

小豆島町、残念ながら日本遺産は今回認定されなかったんですけども、今後日本遺産についてどういうふうな考えでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 日本遺産については山ほど言いたいことがあります。日本遺産については小豆島の自然、文化、食文化。醤油とか佃煮、佃煮は外しましたから石の文化とか、私自身数え切れないほど文化庁には参りましたし、文化庁の政務官にも数え切れないほどお会いしましたし、文化庁の担当官にもお会いしました。その結果、わかったことは、残念ながらもうぎりぎり、当然圏内に至ったんですが、今回淡路島が選ばれたんですね。淡路島はなぜ選ばれたかという、淡路島は日本書紀で国産みだけで一番に生まれた島であることをアピールし、かつ淡路島を挙げて文化庁に陳情をいたしたそうであります。

それに比べて、小豆島は、私はずの担当官と何度も何度も参りましたが、島を挙げて文化庁に行ったかというところはありませんでした。それから、小豆島10番目ですから、残念ながら1番目の島が全力、島を挙げてやるとすると勝てないなと思いました。

それから、多分愛媛県のある島と尾道市が選ばれたんですね。瀬戸内海の中で幾つも選ぶことはできない。それから、ただ香川県は昨年四国遍路が日本遺産に選ばれましたので、残念ながらもう一步のところまで涙をのんだという経緯がありますが、その経緯で感じたのは、やはり島を挙げて全力で取り組んでないということは最大の問題であると感じました。

じております。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 外国人観光客で誘致するのは2020年の東京オリンピックでこれ最大のチャンスだと思います。それまでにこういった日本遺産とか食の景勝地とかを利用しながら小豆島の魅力を最大に発信していただきたらと思いますのでよろしく願います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、小豆島町の企業の人材育成について。

小豆島の企業からハローワークに登録しているのは年間516事業所、小豆島内の事業者は現在人手不足が深刻になっています。一方、小豆島の暮らしを望む人がいても小豆島には仕事がないという先入観で二の足を踏むことがあります。このままでは各企業の事業継続が厳しく、小豆島町の良質な産業やサービスの継続も厳しくなってくると思われま

す。なお、小豆島町は移住者が多く、平成25年度は117人、84世帯、平成26年度は131人、105世帯、そのうち20代から30代の若者の転入が57%を占めています。小豆島町が民間事業者と連携しながら求人情報や働く人の事例を発信し、働く環境をサポートすることでより多くの転入者、そして定住化、また財政の改善も望めるのではないのでしょうか。これを取り組んでほしいのですがどう思いますか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 人材確保について、ハローワーク等の関係についてのご質問がありました。

先日、土庄にある土庄ハローワークの所長さんと懇談をする機会がありました。従来の所長さんはやや消極的な方が多かったんですけども、今の赴任されてる所長さんは大変積極的な方でありまして、今まではハローワークはハローワーク、行政は行政、学校は学校という感じだったんですけども、ぜひとも行政と学校とあわせて連絡会議を設けて情報共有をして取り組みたいというご提案がありまして、ぜひそういうことをやっていこうということで合意をしておりますので、これから少しずつ改善していくのではないかと思います。

話を伺いますと小豆島は求人倍率がとても高いんだそうでして、各企業さんとも人材を確保できない状況にあると伺いました。そして、地元の高校生の卒業生もなかなか地元企業への就職、大きく手を挙げない。それから、移住者の方もなかなかうまいマッチングができないということだと伺いました。

そういう意味で、行政がもう少し積極的にハローワークと提携して移住相談の際にもうちよっと行き届いた相談とかマッチングができればかなり改善するのではないかと思います。

いずれにしても、今までですと本当にハローワークの関係が手薄であったと思いますので、今後一緒になって取り組むことでかなり改善していくことがたくさんあると思っています。

詳しくは担当課長から説明をします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 坂口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、就労に関する情報に関しましては、ハローワークから月2回であります。小豆島のフルタイム及びパートの求人情報をいただいております。町の移住相談窓口において仕事に関する相談があれば情報提供を行いますとともに、ハローワークの担当者に個別につなぐなどの連携を図っておるところでございます。

それから、県下ではハローワーク土庄のみとなりますが、移住者である専門スタッフを常駐させまして、ご自身の移住経験と地元出身のスタッフの知識や情報をもとに移住に特化した就業相談等も行っておると聞いておるところでございます。

このほかに、毎年8月にハローワークと土庄町、小豆島町が連携をいたしましてサン・オリーブで小豆島合同就職面接会なるものを実施しておりますけれども、今年度からは新たに移住フェアと絡めまして、8月5日金曜日から7日の日曜日の間で、1日目は合同就職面接会と相談会、各企業に参加していただきましてこういった従来どおりの面接会と相談会を行います。2日目には地元企業への訪問と仕事体験、こういったものもやってみたいと。3日目に移住者交流会を予定しております。行政と民間が連携して今後働く環境をサポートしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、ご指摘をいただいております働く人の事例の発信という件につきましては、土庄町と小豆島町の両町で構成をされております小豆島移住・交流推進協議会という組織がございます。この組織におきまして、移住ガイドブック「移り住むためのちょっとしたガイド」というものを28年4月に作成を行いました。

この中には、働き方の事例として実際に移住をしてこられた方の仕事内容、それからインタビュー、また一日の過ごし方などを紹介しておりますので、今後、移住相談窓口やハローワーク等、実際の対応現場で活用をしてみたいと考えておるところでございます。

小豆島の移住者確保については、人口減少を少しでも緩やかにしていくためには、今後移住者に相応する仕事や働く場があること、それから起業支援などが必要でございます。こうした意味合いから、先ほど町長が申されましたように、今後ハローワークを中心として企業と学校、それから両町の行政の関係課で組織をする定例連絡会を新たに設けまして、情報の一元化と効果的な就労情報の発信に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、ご承知のとおり、28年4月に私のほうの課に所属しております地域おこし協力隊員が中心となって地場産業の経営経験者や地元住民、移住者などで構成をいたします移住・定住促進団体、NPO法人のT o t i eが発足をいたしましたので、今後移住者目線で働く小豆島ツアーとか、新規就農ツアーとか、こういったものの実施を始めまして、小豆島の内外に向けた情報発信の強化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

最後になりますが、移住希望者や転入者の移住・定住化に向けまして一層官民連携の強化を図るとともに、町といたしましても企業と就職希望者とのミスマッチがないように情報発信を今後心がけてまいりたいと思っておりますので、どうか議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 現在、求人情報サイトで日本仕事百貨というのがありまして、このサイトが結構働く姿をテレビで伝えています。こういったところもまた参考にしたらいいと思いますが、特に小豆島では都市と比べると給料が低く、汚れる仕事が多い傾向にあります。しかし、その分働き方によっては都市で働くこと以上にやりがいがあったり、また生活費を抑えられたり、自然に恵まれた生活ができると思います。多角的な角度で小豆島で働くことを支えていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は10時55分。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は2つのことについてお伺いしたいと思います。

まず1点目、奨学金制度の見直しについて。

町独自の奨学金制度が改正され5年が過ぎ、以前見直しすると伺いましたがどのように見直そうと考えているのか伺いたいと思います。

奨学金制度はすくすく子育てとかいろいろな会議の中で町外の議員さんなりもいる中でこんな制度があるんはほかにはないわというふうなことを伺っております。町としても一番セールスポイントだと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、安井議員さんのほうから奨学金についてのご質問がありました。

まず、簡単に奨学金についてちょっと現在の話させてもらって、見直しについてお話しさせてもらいたいと思います。

現在、小豆島町の奨学金制度には学校教育課所管の小豆島町奨学資金と、健康づくり福祉課所管の小豆島町保健医療福祉関係職修学資金の2つがあります。

小豆島町奨学資金の目的は、修学の意欲がある者のうち、経済的理由により修学が困難な者に奨学資金を貸し付けることにより、修学の機会を確保するとともに、本町の振興と発展に必要な人材の育成を図るものですが、保健医療福祉関係職修学資金は町立施設またはその他の施設における保健・医療・福祉関係職員の確保を図ることを目的にしております。

この目的の違いにより、小豆島町奨学資金は貸付対象者が町内居住者としていますが、保健医療福祉関係職修学資金は住所要件に縛りはなく、特定の保健・医療・福祉関係職関連学校等に在学する者を対象にしております。

また、返還免除要件は、小豆島町奨学資金が卒業後、町内に住所を有し、かつ郡内事業所に8年間就業した場合であることに対し、保健医療福祉関係職修学資金は町立施設等の指定する施設に正職員として従事し、5年間就業した場合となっております。

奨学金の募集は毎年3月号の町広報でお知らせしておりますが、平成27年度から一覧表で2つの奨学金を比較し、わかりやすいように情報提供を行っております。その上で、貸し付けを受ける方がそれぞれの貸付要件や返還免除要件を考慮し、メリットのあるほうを選択していただきたいと考えております。

今後、それぞれの奨学金制度の見直しについては、これまでの貸付状況、返還猶予の状況などの調査結果を踏まえて、成果の検証を行い、町の財政的負担も考慮し、より効果的に、また継続性を持った奨学金制度を維持するためにどのような見直しが必要かについて有識者の方などを含む検討組織を設けて11月までに判断したいと思います。

なお、詳細については担当課長から説明させます。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 安井議員のご質問に補足してご説明申し上げます。

小豆島町奨学資金については、旧制度となる平成23年度までに貸し付けが終了した者は卒業後の追跡調査を行っておりませんでしたので、平成26年に平成18年度から23年度までの貸し付け終了者71人に対し追跡調査を行いました。町内在住者は27名でございました。この27人のうち就業先の回答があった者は14人、無職が2人、回答なしが11人でした。調査期間が6年ですので1年平均で4人程度が町内に帰ってきていることになります。

新制度となった平成24年度から27年度の卒業者は、貸し付けが終了した98人のうち25人が町内に居住し、郡内事業所に就業しております。新制度以降は1年平均で6.25人となりますので、増加はしておりますが成果を検証するにはもう少し時間が必要ではないかと思っております。

小豆島町奨学資金の見直しにつきましては、条例では返還猶予規定である第15条第1項について平成26年度から就業先を島内事業所から郡内事業所に変更し要件を緩和しております。

申し込み時期につきましては、毎年4月末となっておりますが、平成27年度からは家庭の経済状況に変化がある場合など、随時の受け付けを行うことにしております。

また、返還猶予の考え方について、条例では卒業後、町内に住所を有し、かつ郡内事業所に就業する期間が8年目に至ったときと規定しておりますが、運用ではさまざまなケースが考えられます。

具体的には、卒業後、数年経過して帰ってくる場合や、町内に住所を有し出産や育児のために一時離職した場合などについての運用規定を定めるなど、運用面での見直しについては随時行っております。

最後に、貸付要件、貸付金額及び返還猶予要件などについては、財政部局である企画財政課を含めて検討を行うこととし、どのような見直しが必要かについて11月までに結論を出したいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

先ほど教育長から答弁がありましたとおり、奨学金、修学資金については平成27年度の募集から3月号の町広報に2つの貸付金を一覧表で掲載し比較、わかりやすいように情報

提供を行っているところでございます。

初めに、修学資金制度利用状況についての検証結果をご報告いたします。

当課所管の修学資金は平成7年に開始され、平成23年度に対象職種を6職種から17職種に追加し、現在17職種において医療福祉専門職を対象に貸し付けを行っています。現在までに87名の貸付終了者がおり、うち38名、約43.7%が町内施設に就職するなど、制度の目的でもある医療福祉関係職の確保には一定の結果が出ていると考えております。

次に、平成24年度から28年度、5年間の平均申請者数は33.8人で、うち新規申請者の平均が11人となっております。申請者の職種を見ますと、各年度看護師、助産師が最も多い結果となっておりますが、年度によっては11職種の専門職種から申請があった年もありますことから、保健・医療・福祉関係職に従事する人材を確保するための有効な修学資金であると考えております。

今後についてはより効果的で利用しやすい修学資金とするために、教育委員会所管の小豆島町奨学資金とあわせて検討を行い、11月をめどに結論を得たいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） この奨学金の今現時点での大きな目標というものは、地域の人材確保になってきていると思います。それぞれの医療系のほうにしてもなかなか町内に一つの病院になりましたから、そこへの就職いうたら正職員というふうな形になってくるとなかなか求人がないという状況にもなってきたおると思います。

その中で、それぞれの奨学金制度自体をある程度統合してどっちでも運用できるような方法にしてもらったほうが帰ってくる利用者というか、学生たちのほうにはメリットがあるのかな。町のほうとしても帰ってきてもらうということで一番問題である人口減少にもちょっとでも力になってくるのかなと思います。その辺の対応はどういうふうに考えておるか、お伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 奨学金につきましては先ほど申し上げましたように、広報の3月号のほうで一覧表を別紙にしてよくわかるようにして皆様にお伝えしているつもりでございます。

その上で安井議員からご指摘がありましたように、保健福祉医療のほうの奨学金のほうはやはり帰ってきた後の条件がかなり厳しいと思いますので、そのあたりは両課が関係して十分にその貸付者に対して金額が5万円と同じです。帰ってきてからの期間が5年と8

年と違いがございますけれども、条件としたら学校教育課所管のほうがハードルは低いように思いますので、そのあたりの連携につきましてもこの今後11月までの協議において十分に協議して対応をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島が抱える最大の課題が人口の減少だと思います。そして、そのためには子育て支援とか、教育支援とか、島に帰ってくる人材をどう確保するかというのが最大の課題だと思っています。

その意味で、旧池田町がやっていた奨学金制度を参考にして奨学金制度を格段に私が町長になって何年目かの時から施行しているのですが、全国でも例を見ないととても思い切った奨学金制度であると思っています。

ですから、ぜひとも多くの島外の人にも知ってほしいと思います。小豆島に来ると子育て支援も、今度は新しい病院できましたし、その病院では産科の設備は多分全国でも有数の産科設備になってますし、小児科も充実しました。そして、子育て支援もすくすく子育て応援アクションプランというかなり中身のあるプランをつくりました。また、そしてこの奨学金制度も全国に例のないぐらいすばらしい奨学金制度のはずですので、本当に安井さんおっしゃったように、もっとPRしないといけないと思っています。

したがって、見直しというの、技術的などころの見直しもありますけれども、どうPRするかという観点も含めて見直しをしなければいけないと思っています。11月というのは、来年度の予算編成に間に合やすように、まず実務的な結論をそれまでに成立するといいですので、いろんな角度から奨学金についてのPR見直しをしたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 私もいろいろ今までのそういうような会でそのPR不足というような事を言ってきましたが、それぞれの奨学金制度が27年度からきちんと相對するような形になってきた。改定したときにはわからない状態で、まあええか、そっちに行こうかというふうな部分があったと思います。たまたまこっちに帰ってきて職を探す時点で、いろいろな職場あったときには資格をどうしても取らなくて帰ってきてその職につきたいふうな人もおると伺っております。その中で、こっちに帰ってきてもらういうふうなことが町の施策の中では一番重要だと思いますので、その辺のことを考慮に入れた改革なりをしてもらいたいと思います。その辺どんなのですか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、安井議員が言われたとおり、そういう多くの人に帰ってもらえるようにPRも含めて、十分検討していきたいと思います。以上。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 続きまして、2番目の小豆島中央高校に対する支援について。

今、小豆島高校に対して学習支援並びにいろいろな形で支援事業を展開していますが、新しい高校においてどのような支援を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 安井議員のほうから小豆島中央高校に対する支援についてご質問がありましたのでお答えいたします。

来年4月に開校する小豆島中央高校については、島の未来を担う若者がたくましく育つ高校であってほしいと思っております。総合教育会議においても、新しい高校を頂点として、幼・保、小・中、高と連携した小豆島の教育のこれからについて大いに議論をして方向づけを決定したいと考えております。

このようなことから、現在小豆島高校に対して行っている支援についてはできる限り継続する考えですけれども、土庄町との調整も必要だと考えております。

詳細については教育部長のほうから説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 安井議員ご質問に補足してお答えいたします。

現在、小豆島高校に対する支援としては、平成28年度当初予算におきまして小豆島町学校教育研究会補助金として60万円を計上しておりますが、このうち30万円が小豆島高校に対する学習支援でございます。

次に、競技力向上事業補助金482万円のうち、82万円が高校部活動強化補助金であり、全国大会に出場した際の旅費等の実費を補助するようになっております。また、京大アメリカンフットボール部との交流事業におきましても小豆島高校を含めて事業を実施しております。

幼・保、小・中、高の連携面では、平成24年度から小豆島町学校教育研究会に小豆島高校にも参加していただいております。具体的には、町全体の人権同和教育及び特別支援教育に加え、中学校とは現職教育、教科部会、公開授業等において教職員の交流や生徒の状況把握に努めております。

このような取り組みにつきましては、本町と小豆島高校との緊密な関係から構築されたものであり、土庄高校とは状況が多少異なるものと思います。今後は来年4月の開校に向

けての準備として、土庄町教育委員会と情報交換や予算措置についての協議を行い、来年度予算に反映させてまいりたいと考えております。

また、新高校との連携につきましても、これまでの小豆島高校と同様に考えておりますので、現在の校長にその旨を十分に伝え、新高校の校長に引き継いでいただきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 小豆島町で同じ町民で土庄高校へ行つとる生徒なりもおりますよね。その分で土庄高校にそういうふうな学習支援というふうな分があるかと聞いたら、そういうのはありませんというふうに聞いております。

今回、一つの高校になりますんで、その辺は両町と足並みをそろえる必要があると思います。土庄高校の校長にこの前会うたときには、町はスポーツなりで全国規模の大会に行くときにはお金なりはくれますが、学校の勉強の部分に関しての支援は全然ないというふうなことを聞いておりますので、その辺はもう両町きちんと話し合っただけで済ませようかなという格好でできるようにしなかったら、今度新しい高校は小豆島町にはありますが小豆島町の学校ではありません。その辺もきちんと両町で話し合う必要があると思いますが、その辺のこれからの話し合いのスケジュール的な部分はどのように考えていますか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、安井議員さんの言われたとおりだと思います。特に、新しい高校は小豆島の未来を、発展に欠かせないものだと思っておりますので、土庄町との教育委員会との話し合いをこの夏までにはまず行います。そして、そのあたり調整つかない場合は教育長同士、そしてその後、町長という形に段取りを踏んで、早く、早急に今言われたことを話し合っていきたいと、決定できる方向へ持って行きたいと思っております。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 今、教育長が段取りを踏んでと言われましたが、その段取りを踏む必要性が多分ないと思います。とても大事な話なんで、当然のことながらトップ同士が話し合いすることは当然必要だと思います。

この話はポイントは、両町の行政が新しい高校をどう応援するかと、とてもとても大事ですけども、それだけじゃなくて民間の立場でどう応援するかということも忘れてはいけないことです。

先日、小豆島振興協議会という団体があるんですが、小豆島内の各立場、婦人会とか、商工会とか、各企業とか、そうそうたるメンバーが集まっている島振協会があるんです

が、その場で島を挙げて応援していこうということが合意されてますので、民間も含めて両町が新しい高校をどう応援するかということが必要になると思いますが、県立高校なんでもまずは香川県に頑張ってくださいということになります。

例えば、喫緊な例を言うと、新しくできる小豆島中央高校の野球部の応援をしなければいけませんよね。1つ例を挙げると、屋内練習場というのが今野球部にありません。小豆島高校にありませんし、土庄高校にもありません。ぜひ小豆島中央高校に野球部の屋内練習場をつくってあげたいと思ったときに、甲子園に出てる常勝チームは当然のごとく屋内練習場を持っていますから、屋内練習場を持ってない小豆島の高校が対等に頑張っているわけですね、その屋内練習場を県の予算でつくれと絶対言えません。県は各高校平等にしますから、新しい高校に屋内練習場をつくらうと思えば、島民の皆さんのお金か、両町のお金でつくるということになります。

そういう意味で、行政だけじゃなくて島民の皆さんと行政がどういう力を合わせて新しい高校を応援するかということになりますので、教育長さん任せではなくて私は率先してやりますし、町議会の皆さんも率先垂範して土庄町議会と話し合っていていただいて、両町としてどういう応援をするかという連絡会議なり、意見交換会を早急にしていただきたいと、私たちもやりますのでぜひお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 新しい高校は小豆島の未来を背負つとると言うたら言い過ぎではないと思います。その中で、文武両方にすぐれた学校になってもらいたいと思いますので、その辺、両町の支援並びに地元の皆さんの支援が得られるよう、行政のほうから働きかけなりをやってもらいたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

---

○議長（森口久士君） 6番柴田初子議員。

○6番（柴田初子君） 私のほうからは1点のみお伺いしたいと思います。

町営三都路線についてでありますけれども、これは小豆島中央高校の開校、また小豆島中央病院の開院、小豆島中央高校に向けての大幅な公共交通の抜本的に見直しがされました。

これ三都線につきましては3月20日から三都線は全てオーリーブバスはそうですけれども、通っております。住民の方々からさまざまなオーリーブバスに対して、町営バスに対してのご意見もさまざまお聞きしております。

担当課の職員の方のご努力も十分に理解はいたしております。ですが、12月議会におきましてICイルカカードの推進について質問させていただきました。その前にも少し話があったときに三都路線につきましてはオーリーブバスから小型バスに移行するときにはICカードができる、イルカカードが利用できるよというふうにも要望はしておりました。

それは3月20日には間に合わなかったんですけども、6月1日にイルカカードが無事利用できるようになりました。利用者の方は本当に喜んでいると思います。私もこの6月4日に室生のバス停から神浦に向けてイルカカードで乗車させていただきました。

しかし、いろいろ話し合いしているときに、乗り継ぎをするときにこのイルカカードでは乗り継ぎのカードというか、乗り継ぎ券が発行できないというふうに言われました。現金と回数券だと発行ができるのに、ICカードを使うとなぜ発行ができないのでしょうか。この点を1つと。

また、オーリーブバスが運行をしていただくにはありました三都線のフリーの乗降バス停ですが、町営バスに変更してからなくなりました。今まであったものがなくなり、バス代が安くなっても高齢者にとってバス停に行くまで何度も休みながら行かなくてはならないこういうふうな嘆きの声をお聞きしました。

そこで、フリーバス停が何カ所あったかと調べてみますと7カ所ありました。7カ所全部なかなか一遍には厳しいかと思いますが、特に便数とか停車時間等のいろんなさまざまな難しい点があるとも伺っておりますけれども、委託事業者の方とご相談をしていただいて早急の対応をしていただきたいと思いますと思っております。

いずれにいたしますけど、これからますます高齢化、進んでまいります。私なんかも10年もすればまたこのバスを利用させていただく、そういうふうな年になろうかと思えます。これも住民とのコミュニケーションが本当に大事だろうと思えます。この2点についての考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島オーリーブバスについてのいろんな質問をいただきましたが、ご質問にお答えする前に、この3月に小豆島オーリーブバス、どこへ行っても300円以下、運賃を大幅に下げてもらったのと、路線とか時刻表についても一部改善をしてもらいました。

その結果、どうなってるかということですけども、乗客の数は、まだ詳細なデータはもう3カ月ぐらいデータを集めて解析したいと思えますが、2割か3割乗客増えていると

思います。高かった運賃を安くしましたので、オーリーブスの赤字が増えるだろう、4割ぐらい赤字が増えるだろうと思ったんですけれども、今の時点だと2割ぐらいにとどまっています。したがって、もう少し利用が増えれば赤字幅はかなり改善されまして、もしかしたらトータルではとんとんになるような事態もあってほしいと思っています。

高齢者の利用がどんどん増えてます。都会では昼間に乗っていただくとわかるんですが、都会では特に東京とか高松とか、高齢者の方が公共バスを利用して移動されてます。小豆島もきっとそういう時代になるのではないかと思います。

観光客の方も利用されてますし、来年4月からは高校生が本格的に利用されますので、小豆島オーリーブスの経営状況というのはこれからどんどん改善していくことが期待できると思っています。それに伴って、サービス、いろんな問題も解決していかなければならないと思っています。

もろもろのご質問にあったイルカカードに伴う問題とかについて、小豆島オーリーブスでは前向きに検討すると担当課長から聞いてます。具体的な内容は担当課長から説明させていただきます。

**○議長（森口久士君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（城 博史君）** 柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町営バス三都線でございますが、これについてはこれまでオーリーブスに委託しておりました神浦西から土庄フェリーターミナルまでを結ぶオーリーブス三都線と、それから小蒲野から池田港フェリーターミナルまでを結ぶ65歳以上の高齢者や障害者等を対象とする福祉バス表をこれを廃止いたしまして、新たに3月20日から小蒲野から小豆島中央病院を經由して池田港フェリーターミナルまでを結びます三都東線と神浦西から小豆島中央病院を經由して池田港フェリーターミナルまでを結ぶ三都西線として運行を開始しております。

4月の利用状況につきましては、瀬戸芸の開催期間ということもございまして、三都線全体で1,000人を超える利用がございました。また、5月につきましても800人を超える利用状況でございました。小豆島中央病院や池田港への町民の皆様の足としてご利用をいただいております。

そこで、ご質問にありますイルカカードにつきましても、バス車内の決済機器が5月末に設置が完了いたしまして、6月1日から町営バスにおいてもオーリーブスと同様にイルカカードによる利用が可能となつてございまして、利便性の向上に努めておるところでございます。

ご承知のとおり、今回の公共交通の抜本見直しにおきましては、片道の上限運賃を300円と大幅に引き下げておりまして、1回に限り路線を乗り継いだ場合でも乗り継ぎ切符、乗り継ぎチケットを利用することで片道運賃を300円として取り扱うこととしておるところでございます。

この乗り継ぎチケットの購入につきましては、オリーブバス、それから町営バスともに最初に乗車するバス車内において降車時に、おりるときに運転手に乗り継ぎをする旨を告げて、現金または回数券で300円をお支払いいただきまして乗り継ぎチケットを購入する方式を現在のところとしておるところでございます。

1点目のイルカカードでなぜ乗り継ぎチケットが購入できないかというご質問でございますが、イルカカードで支払いを行う場合、バスの運賃の13%が割引かれまして、例えば300円の運賃ですと270円となってしまいます。さきに申し上げましたとおり、乗り継ぎチケットは車内において300円で販売をしております。イルカカードで支払いをする場合、乗務員が別途機器に手入力で数値を打ち込んで300円の決済を行う必要がございます。

今回の公共交通抜本見直しにおいては、乗り継ぎチケットの導入、それから路線の再編とダイヤの変更、運行形態の大きな変更に伴いまして、なれない中で乗務員に過度な負担がかかりダイヤの遅れにつながるものが懸念されましたことから、この上にイルカカードによる乗り継ぎチケットの購入については乗務員の手入力による機器操作が新たな負担として生じることから見合わせてきたところでございます。

しかしながら、路線の見直しから約2カ月が経過をいたしまして、乗務員も現在の運行形態に徐々にではございますがなれつつあるところでございます。今後、町民の皆様方からのご意見も踏まえまして、イルカカードによる乗り継ぎチケットの購入を初め、利便性の向上を図る上で改善すべき点につきましては、バス事業者など関係機関とも協議を進めまして、小豆島オリーブバスと町営バスで同じルールのもとにバス会計年度のスタートに当たる今年の10月から実施に向けて現在調整中でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、2点目のフリー乗降のバス停の設置についてでございます。

既にフリー乗降のバス停を設置する方向で監督官庁である四国運輸局香川運輸支局にもご相談をしております、6月中に小豆島町地域公共交通会議においてご承認をいただいた後、監督官庁に報告を上げ実施する方向で現在委託事業者とも調整を行っているところでございます。

設置箇所については、三都西線において、従来の小豆島オーリーブバス株式会社の運行をしておりましたときのフリー乗降のバス停は9カ所ございました。これを基本といたしまして、現在運行を委託しておりますかんかけタクシーさんのほうとも協議をいたしまして、何と申しましても一番は安全な運行ということでございますので、交通安全の観点から停車が可能な位置、2カ月運行する中でそういったお年寄りの需要もある場所、こういったところを勘案しながら設置に向けて検討をしてみたいと考えております。

また、三都東線においては、現在国道沿いに竹生のバス停がございます。高低差が非常にありまして利用しにくいという住民の方からのご意見もございましたことから、竹生の県道沿いに1カ所、できればフリー乗降のバス停を設置したい考えでおるところでございます。

今後におきましても、町民の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご要望については、対応できるものについては前向きに考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 2点につきまして、本当に前向きな回答をいただきました。

先日、委託されているかんかけタクシーさんにちょっとお邪魔をいたしまして、社長さん等もいろいろお話をしました。東線の場合は本当にもう乗降する人も少なく、ということで西線の神浦のほうはまあまあ、人数はいるけれども、便数とかそうなのによってなかなか厳しい話だったのですけれども、少しでもお話が進んでいるようなので安心をいたしました。

それともう一つ、三都線なんですけれども、無理かどうかは検討していただきたいと思うのが1つありまして、9時50分のフェリーに乗船したい方がおられてました。お聞きした話なんですけれども、この方は吉野の方らしいんですけれども、9時50分に間に合うようなバスがない、神浦から出る分です。それで、その方はまず池田から出た神浦行きのバスに乗って吉野から蒲野まで行きまして、バスで。蒲野から小蒲野まで歩いて行きまして、そこからバスに乗って9時50分のフェリーに乗ると。そういうようなお話も伺いました。

これは三都から帰ってくる分で蒲野からは小蒲野のところ、お客様は乗せないっていうふうになっていると思いますが、この件、そんなに乗る人は本当に少ないと思うんです。私がある日に乗ったときも、神浦へ行きましたけど、土曜日だったせいもあるんですけれども、9時50分ぐらいのバスに乗りましたが、神浦までは誰ひとり乗りませんでした、下

りですので。神浦出た分で二面の方から3人乗車してきました。使ってる人って、利用してる人、本当に全体からいうと少ないんですけれども、やっぱりこういうふうに変な人をできるだけ喜んで乗ってもらえるというか、そういうふうにしていくのも大事なことだと思いますので、この点はいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 柴田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今年の3月20日から小豆島オーリーブバスが路線から撤退後、町営バスとして運行を開始しておるわけでございます。現在、西線、東線、1台のバスで10便運行をしております。そういった中で、朝の便は、まずは通学、通院、こういったものに重点を置いてダイヤを編成しております。それで、いろんな今回ICのイルカも入りました。それから、フリー乗降もこれから増えてまいります。

こういった部分で、委託事業者のかんかけタクシーさんのほうからは非常にダイヤがきついというような要望も受けておるところでございます。当面、11月の上旬、瀬戸内国際芸術祭の増便が瀬戸芸の会期にあわせまして出されておりますけれども、この増便が終了する段階において一度利用者の方々のご意見、こういったものも集約してダイヤの見直しを行いたいと考えておりますので、全てが全て町内、島内、6つの港で81便のフェリー、高速艇が離発着しておりますが、こういった全ての船に路線が接続できるかと申しますと、それはちょっと不可能になってまいりますので、いずれにいたしましても利用者の目線で意見を聞きながら最高のダイヤ編成ができるように、その11月の変更するときに心がけてまいりたいと思いますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 最後ですけれども、先ほど町長からもありましたように、本当にもうオーリーブバスの方にしてでもお客さんは大分増えているように思います。私も利用したいと思ひまして、きょう町議会、議会の日ですので、早速バスできょう参りました。本当にみんながバス、公共の物を使ってそういうバスが少しでも赤字にならないように育てていかないとこれなくなると本当に困りますので、皆さん協力しながらやっていきたいなと私自身も思っておりますのでよろしく申し上げます。以上で終わります。

---

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） 時間的にちょっと微妙な時間になりました。少し12時を超えるかもわかりません。よろしく申し上げます。

まず、1問目に入ります前に、この1問目に関しましては瀬戸芸の関係ですが、瀬戸芸に関する町職員の方で一生懸命やられてこれたどうのこうのという意味ではございません。本当に職員の方々、特に草壁の地区の担当の方々、一生懸命やられておりますので、それは評価しておりますので前置きしておきます。

瀬戸芸の反省点ということで、3月20日から瀬戸芸春会期が29日間開催されました。小豆島全体では多くの来場者があり好評であったと新聞等でも評価されております。しかしながら、反省しなければならない点、問題点、最近町長のいろんな会議でのお話の中で挨拶の中でも問題点なりがあるというふうなこともおっしゃられております。

特に、草壁地区におきましては当初、多分あれ去年の10月20日、21やったと思います。担当のの椿さん、また町職員、また自治会の関係の方で現地をずっと見て回りました。そのときの構想といいますか、予定では草壁港から小豆島醤油さんの倉庫、JA草壁支店の跡、内海ダムというふうなラインで催しがするというふうな椿ディレクターさんのお話がありました。

期待をしておりましたが、それ以後いろいろと変更になりました。実際にこの春会期、草壁港で行われたのは、盛況であったのはアイスクリーム屋さんだけであって、それ以外は、え、瀬戸芸があったのかいうふうな感じでございます。

これ私も去年の話でしたからこの年明けのときには各地区に行きまして草壁で瀬戸芸やりますから、ぜひ皆さん協力してください。多くの方をお願いをしましたが、ふたをあけて見ると、このありさまでございます。

これ余りにもね、私が思いますに、芸術家さん、また設計士さん等、任せっ切りであるんじゃないか。全てその方々の意見が正しい。特に、草壁港のトイレに関しまして、当初予定では3月の春会期に間に合うアートのトイレです。それと、それ以降7月7日までに間に合う。最終的には8月の末です、今工事中ですけれど。そういった工期の遅延、そういうようなこと何とも言えないのかと、町としていうふうなのが一番に思います。

設計と建設者と業者とのいろいろな相談等もありました。工期が遅れてきているとかというふうな理由ですけど、やはりこれは設計者に関しましてはプロです。ペナルティーは与えないのかどうかというようなことが一番に思います。本当にこれ8月末でトイレができるのか。今年の瀬戸芸には間に合うのか、今私は心配をしております。

その点で、トイレを一例にしましたが、内海ダム湖の中の浮島に大きな展示物をつくって皆に見てもらおうというふうなものも消えてしまいました。そんなところで、私には担当の方がいろいろ情報はいただいておりますが、草壁全体で、住民の方には、え、瀬戸芸が

あったのかなというふうな感じがして、いろんな方から不満の声を聞きました。

10月29日には草壁公民館におきまして地域の方に声をかけて説明会を行いました。それ以降、住民の方には何の説明会も、報告会もありません。そのあたりももう少し地域の活性化を目指す瀬戸芸であるのであれば、周知方法等も考えなければならないのではないのでしょうか。

それからもう一点、瀬戸芸が春会期の中に草壁本町の老人クラブの方が草壁会館で本町会館で土日でしたが、みなとカレーというふうなことで、食の瀬戸芸ということで、イノシシを利用してカレーをしていただきます。100円カレー。イノシシカレーやったら余り食べに来ないから、みなとカレーという名前に変えてやりましたが、きょうおいでの議員さんも、執行部の方もおいでですが、そのみなとカレーを食べた方が何人おいでるかなというふうなことで、多分おいでないと思います。

そういうなところもやはり、それは私が広告宣伝しなければならないかはわかりませんが、そのあたりも瀬戸芸の関連する周知方法ができるのではないかというふうに感じます。

もう一点、JA草壁、旧草壁支店の跡地のことも一切今回瀬戸芸を行っておりません。催しを行っておりません。数日前に草壁支店、今どようになっておるのかというふうになら、ちよつとのぞきに行きましたら、玄関の奥側に6月6日をもちまして岡村美紀、地域おこし協力隊員ですね、の方が終了しましたとなりまして、以降、今後草壁支店、BSL、あそこがどのようになるのか。

また、岡村氏が終了したのに、地元、総代さんには挨拶に行ったのかもわかりませんが、私のところには何の情報も入ってきておりません。地域おこし協力隊は6月6日まで任命していたと思うんですけど、そのあたりのところもどういふふうになっておるんですか。

農協の跡を貸し借りするときも、私もできるだけ協力をお願いするということで間に入りましたが、最終的にもう6月6日で今後使用しないのかどうか、その辺も全然私のところには情報が届いておりませんので、そのあたりいろいろと申しましたが、何点か答弁お願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から瀬戸芸の春会期についてご質問いただきました。

瀬戸芸全体についてはいろんな地域の皆様、職員の皆様、またアーティスト、クリエイター、いろんな方がご尽力いただいて全体としては成功していると思いますけれども、今

言われたような反省点がたくさんあることはそのとおりだと思います。

特に、草壁地区については先ほど来、大川議員が言われた当初の構想の段階、私も全部つき合ってますのでそのとおりの経緯だったと思います。しかしながら、悪いのは、私は責任はあると思いますが、アーティストやクリエイターとか建築家の人はそれぞれの立場で、私から見るとベストを尽くしていただいて感謝をしております。もちろんそれぞれプロですから、批判されるべきプロとしての評価を受けないといけないと思いますが、その前に町長である私が反省すべきであろうと思っております。

いくつかのところ、まず担当課長から説明した上で必要であればまた答弁させていただきたいと思います。

**○議長（森口久士君）** 企画振興部長。

**○企画振興部長（大江正彦君）** 瀬戸芸の開催に当たりましては多大なるご協力をいただいております議会の皆様、地域の皆様に改めてお礼を申し上げたいと思います。

まずは、春会期の状況でございますけれども、香川県実行委員会の発表によりますと、小豆島への来場者、こちら3万5,120人ということで、前回よりは減っておるんですけども、会期が4日短いといった部分も大きな要因かと思っております。

一方、3月、4月の小豆島への各航路、港の乗降客を見てみますと、瀬戸芸の谷間であります昨年、一昨年とは大幅に増えておりますし、前回の瀬戸芸の2013年と比べても増えておるといったようなことで、大川議員ご指摘いただきましたけども、全体としてはおおむね好評であって、多くの来場者の方に来ていただいたという評価をしておるところでございます。

大川議員からいろいろご指摘をいただいておりますことで、まず1点目でございますけれども、草壁港のアートトイレの工事の遅延でございます。

このトイレの設計につきましては東京在住の中山英之建築設計事務所、こちらが担当しております。「石の島の石」と題しまして、今回瀬戸内国際芸術祭の正式作品となるものでございます。

コンセプトにつきましては、小豆島の石切場の風景に設計者がその風景を見て非常に驚いた、感銘を受けたという経験がきっかけとなりまして、小豆島産の花崗岩をコンクリートの骨材にして練り込みまして、そのコンクリートを軽くたたいてちょっとはつって石を出したり、磨いて石を出すといったような工法を用いて小豆島らしい表情を見せようと、こういったコンセプトに基づいております。

今回、大川議員のおっしゃったように、瀬戸芸に間に合わせるということで、当初、地

元でご説明した工期から後々にずれてしまったということでございます。これにつきましては、設計者ともども鋭意努力はしてまいりましたけれども、先ほど申しましたような特殊な工法を取り入れて小豆島らしいものをつくりたいと、こういった点、あるいはデザイン性の高い形状、こういったものからして地元の工務店とも協議した結果、工期がちょっと間に合わないといったようなことで今現在8月末の完成に向けて工事を進めておるところでございます。

当初、地元の皆様にご説明したときから工期が遅れ遅れになりまして、非常にご迷惑をおかけしております。改めて陳謝申し上げたいと思います。

ただ、今後、竣工までの間に地元の皆様にもお手伝いいただいてワークショップ形式で何らかのかかわりをトイレに持っていただきたいというふうに思っておりますので、草壁港をご利用の皆様、とりわけ地元の皆様、あるいは瀬戸芸の来場者の皆様、こういった皆様に愛されるトイレになりますよう努力してまいりたいと思います。また、小豆島町の象徴、草壁港の象徴ともなるというふうに考えております。

それから、JA草壁の利用でございます。

草壁支店につきましては瀬戸芸の当初の計画では大川議員ご指摘のとおり、草壁港の港周りや内海ダムの浮島、こちらに作品ができるということで、要は草壁港から縦のラインで人の流れが生まれるということを想定しておりまして、その途上にあるJA旧草壁支店を利用ができるなという構想であったかと思っております。

しかしながら、後ほどまた島の件はご説明いたしますけれども、新内海ダム浮島での作品展示ができないといったようなことが生じまして、そうなりますとJA旧草壁支店を通る来場者が期待できないということでJA旧草壁支店の瀬戸芸の移動については断念せざるを得ないというようなことで、地元の方にもご説明をしたかと思っております。

それから、内海ダムの浮島でございます。

こちらにつきましてはインドの作家の方が浮島に大きなオブジェをつくるというような構想であったかと思っております。構想を進める段階で材料にぜひとも石材を使いたいというお話でございました。どうやって浮島に石材を運ぶのかというのが一番のポイントになったわけですが、これについては石材事業者さんに実際に現地も見ていただきまして、クレーンでつり込むことも含めて運ぶ方法はないかということで検討させていただいたんですけれども、それは困難ですよというご回答でありました。

作家にその旨を伝えましたところ、じゃあ、作品の展示は諦めてパフォーマンスにしますということで、瀬戸芸開幕日の3月20日と26日の夕方、内海ダムの浮島でパフォーマンス

スをしていただいて堰堤から見るといったような催し物をしたところでございます。

ただ、大川議員さんも実際現地でご覧いただいたのを知っておりますけれども、パフォーマンス自体のわかりにくさ、それから天候も非常に厳しい悪天候もあったりしまして、正直盛り上がりにかけてたところだと思います。

こんなことも含めまして、大川議員さん、それから草壁地区の地元の皆様方、大きな期待をしておられたと思うんですけども、結果としてそれに沿えなかったということで非常に申しわけなく思っております。

それから、アーティストや設計者、こういった言いなりになってるのではないかとというようなご指摘ですけれども、これについても実は町長含めて非常に厳しい言葉で問いつめたというか、交渉したこともございます。

ただししかしながら、トイレにつきましては後世に残る建物、恒久的な建物でございますので、ぜひいいものをつくりたいのだという作家の熱意にほだされというか、押し切られたような形になっております。

しかしながら、草壁港につきましてはジェラートのほう非常ににぎわいのある店もでき上がりましたし、8月末でデザイン性の高いアートトイレの建設も進めております。長い目で見ていただければ必ずや草壁地区のためになる取り組みであったと評価をいただけるものと思っております。

来月18日からは夏会期が始まりまして、シルバーウィーク、それから秋会期と、11月の初めまでほぼ切れ目なく瀬戸内国際芸術祭と続いてまいります。どうか議員各位並びに町民の皆様におかれましてもぜひともご協力をいただいて何とか多くの方に小豆島に来ていただく、また小豆島のよさを内外にアピールする、こういったことにご協力いただけたらと思います。

私のほうからは以上ですけれども、BSLの今後の取り組みについては子育て共育課長のほうから答弁させていただければと思います。

**○議長（森口久士君）** 子育て共育課長。

**○子育て共育課長（後藤正樹君）** 大川議員からいただきました旧JA草壁支店の今後はというご質問にお答えいたします。

小豆島町の子ども・子育て支援事業計画でございます、すくすく子育て応援アクションプランで小さなお子さんをお持ちになる保護者の孤立感や孤独感を解消するとともに、地域の高齢者の皆さんに元気になってもらおうといろんな世代の方がお集まり、交流する拠点づくりを計画しておるところでございます。

その拠点の一つとして旧 J A 草壁支店を指定してご利用いただいているという状況でございます。平成27年度にはお子様を持つ保護者や自主サークルなど4団体、延べ130名の方々が活動の際に利用されたという実績がございます。

今後なんですけれども、地域おこし協力隊でございますパトリックさんによる利用を予定しておりますとともに、先ほどの自主サークルの活動の拠点にも今後取り組みをしていただくということで考えております。たくさんの方が集まる交流拠点となるよう工夫していきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 何点か答弁をいただきましたが、関係芸術家はベストを尽くしているということだと思えますが、やはりこのトイレに関しましては今建設されておりますが、かなり工法的にも難しい。実際にこれ予算がオーバーするのではないかなというふうな感じもしますが、実際これ予算のオーバーはないと思っておったらいいかどうかと。

もう一点、ダム湖内の浮島、地元の説明スタッフというのは、草壁支店の利用も地元説明があったというのはちょっと私もいつその説明があったかわからない、覚えてないんですけど、そのあたりと。

もう一点が、作家の熱意、トイレですけど、熱意だけではやはり建物はできませんよ、理想ばかり。要は設計士なんです。建築する方の熱意も考えてやってあげな、これはちょっと余りにも何か理想が高過ぎる、熱意が強過ぎるんです。建築に当たる方が困っている状況もあるそうです。そのあたり、熱意があるのは確かにいいと思えますけど、ちょっと何かそれだけでいいのかというふうに思います。

それと、最後の草壁支店のBSL。これは岡村美紀氏はどうなったの。今の答弁では何も、やめてしまうから出ていったのかどうか、というようなことを確認したいと思います。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 確かに大川議員言われるように熱意だけではどうしようもないと。もっとプロとしてしっかり仕事しろと、こういうことかと思えます。それはごもっともだと思います。

しかしながら、町長申しましたように、もともと設計したんですけども、非常に工法的に難しくて地元の業者ではできないということがございまして、設計変更を大幅にいたしました。その関係もあって期間がずれたというところもございまして、なかなか作家も熱意はあるんですけども、なかなかそれをプロとしての、作家の思う設計と地元の業者が

できるものというのも食い違いがございましたので、そのあたりはお許しを願いたいと思います。それから、予算についてでございます。予算についても当初から議会にも説明しておりまして、今後補正の予定はございません。

それから、浮島の説明が本当にあったのか私は知らないなというようなお話かと思うんですけども、これについては草壁の取り組みで変更があった都度、地元の総代さんとかそのあたり草壁エリアの担当が出向いて行って個々にご説明をさせていただいたと記憶しております。具体的な日にちはわかりませんが。

ただ、大川議員さん言われるように全体を寄せて皆さんに説明したという形ではなかったかと思います。この点は反省点だと思いますので、今後も大きな変更がある場合にはできるだけ多くの方に周知させていただくよう努めてまいりますのでご協力のほどお願いします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 地域おこし協力隊の岡村美紀の関係、関連ですが、ご指摘のとおり6月6日で3年の任期を終了いたしました。彼女については9月ぐらいまで小豆島で、栃木県のほうで瀬戸芸と同じような芸術祭が開催されるということで、作品制作にあたって、それ以降、10月からはドイツのほうへ留学を予定しております。

最後になりますが、ご挨拶等、課長として配慮不足であったと考えております。申しわけございませんでした。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 時間、12時過ぎましたけども、もう少し。

まず、岡村美紀に関しまして、まあ確かに3年間お疲れでございますと言いたいところですが、草壁では何も残ってません。BSLをやっていたけど、草壁の住民の方はあそこは何しよんやと、入りにくいというふうな話をかなり聞いております。ここで何かしよんかいうふうなことを聞かれますが、私も一切行ってませんので、草壁で残したものは、坂手では壁に絵を描いていただきました。草壁では残っておりません。そういうようなことで果たしていいのかどうかというふうに思います。これは答弁要りません。

時間がありませんので次の質問に行きたいと思います。

健康寿命、小豆島町はということで、先日、四国新聞に健康寿命、香川県は下位。男性は38位、女性は40位と掲載されました。小豆島はオリーブを利用した健康長寿の島づくりを目指してやっております。小豆島町でのこの健康寿命の数値はどれぐらいになっているのかお伺いしたいと思います。

もう一点、健康寿命は介護を受けたり、寝たきりになったりせずに自立して日常生活を送ることの年齢です。ということは、健康寿命が低い一因は運動不足が私はあるのではないかと、小豆島町オリーブオイル、進めております。オリーブを摂取したら健康にいいというんですけど、オリーブオイルを摂取するだけではなしに、それプラス運動が大変大事ではないかなというふうに私は思います。

それで、まずは小豆島町学校給食と、旧内海病院のときにはオリーブオイルにサラダオイルから全て変えました。新しくできました新小豆島の中央病院にはオリーブオイルを使用しているかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それから、運動は本当にこれ大切だと思います。町内の運動施設の充実ということで、体育館にしても、総合公園グラウンドにしましても、何かもう中途半端でいろんな県下レベルの大会も何もできない中途半端なところが多いです。箱物ですからなかなかこれ今から建てるといえば難しいと思いますが、ちょうど来年土庄高校が一つの高校になりました。高校の跡地の検討協議会、まだ具体的な案が出てないそうですので、旧小豆島高校の跡地を利用して総合運動公園を考えられないかというふうなことをいかがなものかと思えます。

先日、総合公園B&Gのグラウンド、大規模な改修が行われました。たまたま先週の日曜日、私もそのグラウンドを利用させていただきましたが、これ現状維持で、今まであったグラウンド土の交換と、今まであったフェンスの交換であって、面積も観客席も、野球グラウンドのほうですけど、増えております。中途半端な、また同じような広さのグラウンドになっております。このあたりもやはり運動が大事というふうなこと皆さんもわかっておりますが、やはり運動施設ももう少し充実するような考え方ができないものか。

また、B&Gのプールにしましてもやはり温水プールにできないかというふうな、やはり運動施設の充実がやはり健康で長寿の島づくり、小豆島町の目指すものではないかなというふうに思いますが、そのあたり簡単でよろしいのですので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 簡単に答弁すると大川議員の提案、全て正しいと思います。

健康長寿の判定を小豆島町でできるかというのは何かまだ現実的に難しいと思います。オリーブオイルは4月1日から小豆島中央病院で使ってくれることになってると思います。健康長寿が一番というそのために私も含めて運動不足を解消し、寝たきりにならないように努力することが必要だと思います。

小豆島高校を運動公園にするかどうかについては一つの提案として小高の跡地の課題として検討課題にしたいと思っています。以上です。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、5月30日の四国新聞に掲載されました健康寿命でございます。

厚生労働省が発表した平成25年の健康寿命は、先ほど議員がおっしゃられましたように香川県は男性が全国38位で70.72歳、女性は40位で73.62歳となっていますが、いずれも平成22年から0.86歳伸びたものとなっております。香川県は全国平均より低いものとなっておりますが、全国の格差は少しですが縮まってきています。

なお、健康寿命の算定には一定の人口規模が必要とされております。健康寿命の算定方法の指針によれば、例えば対象集団人口規模は13万人以上が望ましいとか、日常生活動作が自立している期間の平均には3,000人以上、できれば1万人以上が望ましいとされています。このことから、小豆島町の健康寿命の算出は困難でありますことにつきましてはご理解をお願いいたします。

参考までに、香川県の調査になりますが、平成22年の日常生活が自立している期間の平均、要介護2から5の認定を受けていない期間の平均を見ますと、小豆島町は男性78.15年、女性83.40年、平均寿命との差は男性が1.21年、女性が3.49年となっています。

大川議員のご指摘のとおり、健康維持には適度な運動とバランスのよい食事が健康寿命を延ばすための大切な基本となります。小豆島町では、平成26年度に食育推進基本計画・健康増進計画を一体としたにこにこプラン21を策定し、全ての住民が健やかで心豊かに生活できることを目指して各種事業に取り組んでおります。

オリーブを用いた健康長寿の島づくり事業も取り組みの一つでございまして、町民、地域、行政が協働で取り組み、健康寿命の延伸を図ることは共通の目標でもございます。具体的な取り組みといたしまして、教育委員会と連携をとりながら運動教室と温浴教室を開催し運動の奨励を行っております。

今年度につきましては新規事業として若・中年層の方々を対象としたはつらつウオーク事業や町内の小学生とその保護者を対象として運動や生活習慣に関する集団指導、個別相談等を実施するキッズキッチン小学生ファミリー教室を開催する予定にしております。

今後は小豆島中央病院を核とした地域包括ケアシステムの中で新しい健康づくりについても検討、協議してまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 大川議員のご質問にお答えします。

社会教育課といたしましてはふだんから運動する場所と運動する機会の提供に努めておりますが、これにつきましてはご質問の町内の運動施設の充実と若・中年層の運動奨励はまさにこの場所と機会の提供のことかと存じます。

まず、場所の提供といたしましては、社会体育施設としまして6つの体育館、武道場、またB&Gのプールや総合運動公園、また学校開放の体育館、教育委員会の所管から外れますけれどもふるさと村やオリーブ公園の各施設などたくさんの体育施設がございますので数の面ではかなり充実していると思いますので、日々の運動に使うのであれば十分かと思えます。

しかしながら、ご質問にありましたように総合体育館、これは床面積、大きさだけではなく、武道場やトレーニングジム、またそれに伴う指導者やトレーナーなども配置した施設のことかと思えます。

また、温水プールにつきましても現在はB&Gの上屋つきプールを6月から9月まで開館しておりますけれども、特にレディース水泳教室に参加されている皆さんを初め、熱烈的なプールの愛好者の方の中からは温水プールにしてほしいと、年中利用したいというような声もお聞きいたしております。

運動の場を提供する立場からも総合運動公園や温水プールは非常に喉から手が出るほど欲しい施設ではございますけれども、建設費、維持費ともに相当な経費がかかる施設でございますので、今後は先ほど申しました小高の跡地利用の問題も含めまして検討課題とさせていただきます、現状の施設を工夫しながら利用していきたいと思っております。

次に、若・中年層の運動機会の提供でございますが、特に運動習慣につきましては運動習慣のある方と全くない方の二極化をしているものと推測されますので、特に昨年から家庭でも簡単に実践できる運動教室に積極的に取り組んでおるところでございます。

その中でも、健康・体力づくり財団が推奨しております貯筋運動、これ貯筋運動と申しましても決してお金をためる運動ではございません。体に筋肉をためていく運動でございます。貯筋運動などは特に人気が高くて、本年度から自主運営クラブとして発展をしております。

また、そのほかにもレディーススイミングやテニス、バドミントン教室など数々の教室も開催しておりますし、町内の体育協会加盟の各団体にも各種大会や教室の開催をお願いしているところでございまして、若・中年層も含めた町民の皆様によりたくさんの運動機会を提供することによりまして、自分にあった運動を選び、運動習慣を身につけることに

よりまして心身ともに健康維持を図り、ひいては健康寿命を延ばしていきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） せっかく答弁つくっていただいているので時間がいらいらするんですが、ありがとうございます。

答弁要りません。運動公園の話ですが、きょうは傍聴のほうに土庄町の議員さん、また関係者の方、何人かおいでます。土庄町はフレトピアホールとか高見山グラウンドとか立派な県大会なりいろいろな公式戦もできるような施設があります。小豆島町にはありません。そのあたりをもう少し考えて、特に小豆島高校の跡地も考えるのもあるし、いろんなところでそういうような方向でやっていけたらなと思いますのでよろしくをお願いします。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は1時15分。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時10分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 3番中松和彦議員。

○3番（中松和彦君） 私は中学校、高等学校の再編統合に象徴される町内教育体制全般の見直しに伴う問題につきまして2点の質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、池田、内海両中学校が統合して2年、小豆島高校と土庄高校も来春には蒲生地区に時代の要請に合った新しい高校として産声を上げようとしています。打ち続く過疎化の嵐に抗すべく、教育界においても新たな胎動が始まっているのです。

小豆島町なかんずく小豆郡始まって以来のこの激しい変化は私たちの思い出のよりどころが消滅していくというとても寂しい事象ではありますが、しかし変わり行く時代の流れの中では新たな出発として多くの方々から冷静に受けとめられているように思います。

一方、小学校に関してはその統合について、従来その是非を議論することが公式にはなされない傾向にありましたが、今日では町内における教育全体のあり方を語る中で大きな選択肢として議論することが可能になったように思います。

さて、小豆島高校は来春をもって閉校いたします。現在、同校の諸施設を一般町民が体育あるいは社会教育の諸活動に利用していると思いますが、その実態を把握されているのでしょうか。そして、それらの活動が閉校後にはどのように継続して保証されるのか大変

心配であります。

また、聞くところでは、同校の相撲道場では定期的に町内の少年たちが練習に汗を流しており、優秀な成績をおさめているそうです。琴勇輝関も同じく練習に汗を流したこの施設は少年たちの相撲の聖地として長く管理されるべきではないかと思います。この道場には給湯の設備が整っていないとのことで、厳寒期の練習後、汗や砂での汚れを落とすためには残念ながら水道水を使わざるを得ないとのことです。さまざまな事情があるとは思いますが、少年たちの活動に支援とご配慮をいただければ幸いです。

以上、小豆島高校の施設を利用する町民の活動の実態、閉校後それらの活動がどのように保証されるのか、そして少年たちの相撲練習に対する支援が可能であるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員の質問にお答えをいたします。

小豆島高校の施設の利用、町民の皆さんの利用の実態ということですがけれども、現在、先ほど質問のあったように相撲の関係者を初め、3団体が利用していることを確認しております。結論を言えば、小豆島高校閉校後も3つの団体が小豆島高校の施設を利用できるよう、香川県教育委員会と協議してまいりたいと思っております。必ず利用できるようにしたいと思っております。

ご存じように、来年の4月以降の小豆島高校の跡地の利用については、香川県の教育委員会のほうにおいても検討が進んでおりますけれども、小豆島町サイドにおきましては総合教育会議という場を通して、例えば教育関係の施設として利用できないか、午前中に質問もありましたけれども、そういう議論を総合教育会議でしておりますので、小豆島町としての結論は12月までに出たいと思っております。その結論を持って香川県教育委員会と協議をするという段取りになります。

しかしながら、多分来年3月までに両者の意見が一致するということはタイムスケジュール的に大変難しい問題だろうと思っております。したがって、来年4月以降、当分の間、多分香川県教育委員会なり香川県が県有地あるいは県の所有の建物として維持管理をするということになると思っておりますが、その際に香川県が直接維持管理をするのではなくて、例えば小豆島町に維持管理を委託するとかそういうことになると思っておりますので、来年の4月以降の小豆島高校跡地の活用については、結論を言えば香川県と小豆島町がよく協議をしてどういう結論にするかということだろうと思っております。3団体が引き続き利用できるようにしたいと思っております。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） それでは、小豆島高校の施設利用の実態というお話でございましたけども、先ほど町長からもありましたように、現在3団体が使っております。その3団体、1団体は今お話しありましたように小豆島の相撲クラブスポーツ少年団が毎週日曜日に使っております。それから、町内の少年野球の指導者が主催しますベースボールアカデミーという団体がございますが、この団体がB&Gの野球グラウンドと高校のグラウンドを併用して使っております。それから、最後に年に1度でございますけども、小学生対象の全国オリーブ杯バレーボール大会というのが体育館を使っております。

特に、野球につきましては中学3年生の夏以降には高校での部活動にあわせて硬球を扱わせたいというようなご意見があるらしいので、それを硬球が扱えるグラウンドを使用したいというふうなお話は聞いております。

また、他の団体ですけども、いろいろお話を伺いながら、町長から申しましたように、引き続き跡地が使えるように香川県と協議してまいりたいと思います。

それと、相撲の練習に対する支援が可能かということでございますけども、小豆島相撲クラブスポーツ少年団という小豆島町の一つのスポーツ少年団でございますので、この相撲の団体だけ特別扱いということはできませんけども、ご相談いただければ全てのスポーツ少年団に対してご支援、ご協力は惜しまずに対応しておりますので、同じように相撲クラブにもご支援をしたいと思っております。

なお、道場の給湯設備でございますけども、高校に確認したところ、給湯設備整っておりますけども長らく使っていないのでプロパンを外しているだけとお聞きしております。もし使うようであれば対応できるということですので、その旨は相撲の方の指導者にお伝えしてあります。以上でございます。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） ありがとうございます。

とにかく来年の春にはもう学校としては使われないということになりますので、したがってあんなだけの広い大変すばらしい施設をですね、たとえ新たにどのようにしていくかというのが決まるまでの期間といたしましてもほっておくという手はないと思っておりますので、今現在利用されてる団体、あるいはこれから、それだったら利用したいなという方々にとってより利用しやすいような形で、もし管理されるのであればそのあたりの配慮をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきますが、現在苗羽小学校のグラウンド南端に認定こども園を建設

すべく計画が進められております。私は苗羽に長く住んでおりますので地元にもそのような有益な施設がつくられるということについて大変ありがたく、関係される皆様方のご努力に対し感謝申し上げる次第です。地元及び小豆島町全体の意見を取り入れてよりよいこども園をつくるために、推進検討委員会を設けていただき、私もその委員として微力ながらかかわってまいりました。

さて、先般の同委員会において、おおむね次のような発言がありました。それは、ここ最近、小学校の統合について語られるようになったが、それを前提としたこども園の計画が立てられないものかという趣旨のご意見でございました。

認定こども園を苗羽小学校のグラウンドにという計画が動き始めたのはたしか2年ばかり以前であったかと思えます。そして、その当時、旧内海地区における小学校の統合は語るべからざるものとして認識されていたように思います。

ところが、時代の動きはとても素早いもので、今日では小学校の統合も含めて小豆島町の教育全体が総合教育会議で検討が始められようとしています。思い返しますと、この計画が公表されて以来、幾度となく関係される多くの方々と町教育委員会ご担当者との会談、熱い議論が交わされてきました。それもこれも全て地域の発展と子供たちの幸せを願う一心であったかと思えます。その結果、今日では大変立派な青写真ができ上がっています。

ただ、やはり私はこの青写真には無理があると感じていますし、事実、同様のご意見をいただくこともたびたび経験いたしました。それらのご意見を集約いたしますと、全て限られた学校の敷地内に現に利用されている施設からの制約と、建設、運営にかかわる事細かな法令をクリアしなければならないというこの1点に通じていくように思います。

次代を担う子供たちを健やかに育てること、産業を担う若い世代の子育てを支援することを主眼としたこの計画は、当然、何十年も先の将来を見据えて実現されるべきものであります。教育の大がかりな見直し、そして小学校の統合問題が語られ始めた今、たとえ少しばかりの遅れが出ようとも小豆島町における今後の教育の大方針が決定され、それを踏まえて認定こども園の計画はなされるべきではないでしょうか。多くの方々の貴重な時間と熱心な努力によって積み重ねられてきた現在の計画であります。しかし、そうであればこそ、今一旦その歩みをとめることも必要なことでもあります。小豆島町としてこの現状をどのように判断されるのかお伺いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員から認定こども園についての質問がありました。

私は町長就任以来、内海地区の小学校のあり方について次のように考えておりました。子供たちは地域社会の中で育つべきだし、また地域社会は小学校を中心に発展していけるという考え方のもとに、今ある小学校についてはできるだけ今のままで残したという前提で小学校教育のあり方について発言をしまいいりました。

その後、この6年間にいろんな社会状況が変わりました。1つは、6年間ずっと小豆島町の地域社会、私もその中で常に煮詰めてまいりましたが、私が考えてた地域社会と今の地域社会は随分変わってるということに気づきました。地域社会というのも今の小学校単位ではなくてもうちょっと広い大きな単位で地域社会を見て、人口が減ってきてますのでもう少し広い単位で地域社会を考えていいのではないかという思いが少しこのごろしています。

それから、もう一つはきょうも議論でありましたが、高等学校を一つにするとして新しい高等学校の場所が池田の蒲生地区になったということと、小豆島高校の跡地が生まれたということがあります。さらに、土庄地区で小学校の統合がなされました。そのようなことを考えると、小豆島の教育のあり方というのは新しくできる小豆島中央高校を頂点にして幼稚園、保育所、小学校、中学校、そして高校という小豆島全体の中で教育のあり方を考える必要がある。そうすると、小豆島町と土庄町も義務教育についてのある程度整合性のある教育の体系にする必要があると思うようになりました。

もう一つは、教育制度が変わりました。1つは、文部科学省が今年の1月から義務教育学校制度というのを導入しまして、市町村の単位、判断で6・3制を変えてもいい。例えば、3・3・3制にしてもとか、4・2・3制とか、市町村の判断で義務教育の体系を変えてもいいという制度が導入されております。

もう一つは、これは数年前からあったんですけど、コミュニティ・スクールといって学校の運営に地域の自治会がかかわる運営協議会というのをつくり、例えば学校の先生の配置などについて地域社会の意見を入れる。そして、教育委員会はその地域自治体、地域社会の運営協議会で出された意見を尊重して職員の配置をしていかなければいけないというようなコミュニティ・スクールという制度ができています。

そういういろんなことを考えをしまして、もう一度原点に立ち返って小豆島町の義務教育のあり方について考え直して、ちゃんと議論をした上で結論を出していいかとそういうことであります。

ちょうどいいことに昨年から教育委員会制度が変わりまして、首長さんが議長に立った教育委員会の委員との議論、総合教育会議というのができました。そして、総合教育会議

の場で各市町村長さんはそれぞれの自治体の教育の考え方、あり方についての教育大綱を定めなさいということが法律で義務づけられました。そのような以上のようなことを踏まえまして、昨年から総合教育会議の場で小豆島町の教育大綱のあり方の議論を始めております。

この議論の中で、できれば今年、年末までの間に小豆島町の教育大綱をつくりたいと。その中で小学校のあり方、ですから統廃合も含めて小学校のあり方を議論して決めていく。その際には幼稚園、保育所についてもそのあり方を原点に立ち返って決めていくということで現在議論を進めているということでございます。そのようなことを、先ほど中松議員の質問の中で当初との環境が変わってきたということでご発言されたんだと思います。

以上のようなことから、苗羽小学校の敷地に認定こども園をつくるという方針に変わりはありませんけれども、苗羽小学校の校舎がもしかしたら統合されてまた別のところに一本化されるかもしれないということも並行して検討してまいりますので、その検討の結果も踏まえる必要があると思いますので、苗羽小学校の敷地の中で認定こども園を建築するという方針に変わりはありませんけれども、一旦実際に建てる建物の運動場の中での場所とか、建物の構造、1階建てがいいのか、2階、今はたしか2階建ての敷地が狭いので2階建てという構想になってると思いますが、敷地にゆとりができるならば認定こども園って年少の子供たちですから平家建てのほうがいいと思います。そして、トータルのコストも考えた場合、1階建てのほうがはるかに2階建てより安いということも専門家の方から聞いてますので、いずれにしても総合教育会議の議論を横目に見る必要がありますので、一旦立ちどまって、ご指摘のとおり認定こども園の建築計画については再検討と、方針に変わりはありませんけれどもということで進めたいと思います。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 実は、これは担当なさった教育委員会の当初の方もひしひしと感じられておったことじゃないかと思っておりますけれども、随分制約がかけられまして、地元の方との共生というのが非常にご苦勞があったかと思っております。

その中で、現在までこつこつと積み上げてこられたご努力に対しては本当に頭が下がる思いでございますけれども、やはり後年ずっとこの計画について地元あるいは関係される方々からこうじゃったらいいんじゃないかとか、そういった声がなるべく少なくなるほうがやはりご苦勞された方々にとっても幸せではないかというふうに思います。

それと、地元の関係された、例えばPTAの役員であるとか、あるいは地域の役員であ

るとか、そういった方々もこれまでの計画を進めていく中で一つの貴重な経験を本当にたくさん積み上げていきたいように思っておりますので、また、もし新たな計画が必要になってきたと、こうなった場合でも非常に理解といたしますか、あるいは新たな計画を立てる上でのいろんな考え方も柔軟に、かつ現実に沿った形で出していただけるとは思っておりません。

それが、これまでの本当にいろいろ皆さん方のご苦勞もあった中での大きな成果ではないかというふうに考えております。大変なご苦勞ではあったかとは思いますが、ここで一旦立ちどまるということも非常に大切なことではないかと思っておりますので、今後とも認定こども園についてのご理解と、またご指導、ご努力をよろしくお願ひしたいと思ひまして私の質問を終わらせていただきます。

---

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は2点について質問をさせていただきます。

最初に、財政のあり方についてということで、その中で3つの質問があります。

本町の財政力指数は0.323、自主財源比率は36.1%と依存度が高く、国の財政状況の推移と地方交付税交付金の動向は本町にとって重要な問題であります。特に、合併した本町ではより一層顕著に影響を受けることとなります。そこで、次の3点について町長の認識と見解をお尋ねいたします。

まず1点目、合併による特例措置についてです。

この特例措置によって、本来、合併と同時に一本算定に移行するルールが10年間、合併をする前の旧町の人口面積をベースにそれぞれの基準財政需要額と基準財政収入額を積算して地方交付税額をはじき出し、合併した各市町村のそれぞれを足し合わせた合計の金額を地方交付税交付金として交付してきました。

地方交付税制度では、基準財政需要額の積算時に標準的財政規模、人口10万人をベースに単位指標を決め、それより人口規模の小さい自治体に対して補正係数で上乘せする制度になっています。それは人口規模の小さいところは中山間地域や産業構造などで財政的な手腕と行政サービスなどで困難性があり、そういう地域に対しても標準的な行政サービスを保証するためです。

そこで、明確にしなければならないのは、特例措置によって地方交付税交付金が増額されるわけではなかったということです。今年の4月以降、地方交付税交付金がこの特例措置が段階的になくなり、現在の合併自治体としての小豆島町の人口、面積に基づく一本算

定に移行することになります。こうなれば当然補正係数での上乘せ分が加味されなくなり激減することになると思います。その影響額を明確にし、今後予想される地方交付税交付金の推移を示してください。

2点目です。

今、国の台所事情、お金の使い方は異常です。借金のカーブは危機的と言わざるを得ない状態。平成元年に消費税が導入されてからの異常な建設国債の発行と、歳出歳入の乖離、そして予算が組めなくなり赤字国債発行の急増など、まさに異次元の借金をつくってきました。この財政運営が日本の未来を閉ざし、経済基盤の土台をぶっ壊そうとしています。

日本の借金である国債の格付の下落と異常な日本銀行の保有問題があります。日本銀行は中央銀行として世界経済への信頼の明示です。信頼があるから日本銀行券である1万円が1万円の値打ちとして機能するのです。

しかし、GDPの2倍を超えて他国に例がない異常な日本の借金があります。今年から来年にかけて日本国債の暴落リスクが懸念されているときに、日本銀行の日本国債保有が40%を超えようとしており、国債の暴落、日本銀行の資産直撃、円安、輸入価格の高騰、国内物価の上昇、そして家計負担の増と負のスパイラルに陥ろうとしています。地方政治にとっても、町民にとっても、また地域経済にも重大な影響を及ぼすこのような財政運営のあり方を根本的に正すことが必要だと考えます。

その上で、地方自治体が町を運営していくときの財源のベースは市町村税と地方交付税交付金ですが、地方交付税交付金の積算単位費用の中でも基本は経常経費のメニュー、そして投資的経費のメニューであり、これが町の運営を支える土台となっています。

その一方で、その他の経費としての公債費分は過去の事業の元利償還への充当分であり、毎年毎年単年組織で自由に使える一般財源としての地方交付税交付金の性格からして逸脱したメニューではないでしょうか。

この公債費のメニューは1985年当時は10項目でした。しかし、2002年度ぐらいから20項目と倍になり、合併特例債償還費、臨時財政対策債償還費など、過去の借金のツケを払うメニューを増やしてきました。合併特例債としての起こした借金も同じで、特例措置期間の10年間に集中して事業を行い、借金し、元利償還金が後年支払いとして増えてきたにもかかわらず、地方交付税交付金の総額が増えていないということは経常経費、投資的経費を圧縮し、過去の事業の借金払いに充てていることになるのではないのでしょうか。

有利な起債ともてはやされてきましたが、地方交付税交付金制度の根幹をゆがめること

になったのではないのでしょうか。本町でも地方交付税交付金が減り、その一方で借金払いが増加する負の連鎖が今後の大きな問題になると思いますけどどのようにお考えでしょうか。

3点目です。

今、給与は上がらず、年金は減らされ、物価は上がり、福祉、医療が削られる中で、町民の負担は限界点にきています。地方交付税交付金が激減することや、借金払いが増えることなどを理由に、一層の住民負担を押しついたり、公共サービスを低下させることは絶対に許せないと思います。

住民の立場、住民自治の立場でこの合併の矛盾、影響や国の進める地方交付税交付金の削減と向き合い、住民の負担軽減と地域経済循環型に転換することが問われるのではないのでしょうか。以上、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から地方財政のあり方についての質問がありました。

質問を聞いてまして、私と問題意識を共通にする部分もたくさんありましたけれども、意見を異にする部分もあったと思います。小豆島町の財源が国の地方交付税に依拠しているというか、交付税とか国からの負担金、補助金など7割程度依存してますので、国の財政状況や国の交付税がどうなるかということによって小豆島町の財政状況が大きく影響を受けるといふ点はそのとおりだと思います。

そして、今は国は地方創生とか一億総活躍社会の実現ということで厳しい財政状況の中で国の地方財政への支援を手厚くしていただいておりますけれども、国の中・長期的な財政構造を考えると国の地方財政支援の見直しは不可避と思っています。

したがって、もう数年たつと国から地方自治体へ来る地方交付税は少しずつ減り、あるいは時には思い切って減る時代がそう遠くない時期に来るだろうと覚悟はしております。

そのようなことで、そういうことがならぬうちに小豆島町としてやるべきことはここ数年のうちにやっておこうということではいろんな政策を実行しているつもりでございます。その一つが新しい病院をつくってちゃんと医療が提供できる体制をつくるとか、新しい高校をして教育体制をしっかりとつくること、そういったものであると思います。

私も国におりましたけれども、医療、福祉、特に医療費の伸びが物すごい勢いだということが一番の課題だと思ってまして、医療費の増加は、きょう午前中からも質問ありました健康づくりをしたり、地域で支え合ったり、とにかくもう食生活を改善したり、いろん

な取り組みを一生懸命やれば相当程度減らせるものだと思います。それは小豆島町においても同じことだと思います。

ご存じのように、小豆島町の財政運営の中で一番重くのしかかっているのは病院と国民健康保険の赤字負担です。平成27年度は赤字負担は決算ベースで病院が5億5千万円、国保が7千万円強ですので、6億円強の赤字負担があるわけでありまして、健康づくりに努めたり、あるいは高松の病院に行くのではなくて地元の病院に行くということを心がけるだけで、この6億円の赤字はかなり縮減できると思っています。それだけの財源があれば教育や産業づくりに資金を充てることができるだろうと思っています。

それから、3割しか今自分たちの財源がありませんが、今しんどい状況にある醤油とか佃煮とかそうめんとか地場産業をもう少し、観光業ももっと頑張れば自分たちの財源を確保できますので、今年は商工業振興計画をつくって地場産業の活性化に必死で取り組もうと思っています。

ということで、やるべきことはたくさんあると思います。抽象的に鍋谷さんが言われた住民の負担をなるべく減らすとか、住民負担を余り極力増えないようにするとか、公共サービスが低下しないようにするとか、あるいは地域経済循環型にするということについて私は最も同じ立場、地域経済を循環型にするというのは農業を元気にしたり、地元にある食材を生かして食品産業を強化するとか、観光業を活性化するということですので、鍋谷さんと意見を共通にする部分と違う部分があったと思いますが、私が考えてることをもう少し頑張って町長としてやらせていただきたいと思っています。以上です。

**○議長（森口久士君）** 企画振興部長。

**○企画振興部長（大江正彦君）** 鍋谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の地方交付税の件でございます。地方交付税につきましては、特に鍋谷さんご指摘があった普通交付税、こちらが小豆島町にとっては基幹の財源ということでございます。鍋谷議員ご指摘のとおり、合併の特例で15年間は優遇措置があると。そのうちの10年間は旧池田町、内海町がそれぞれ独立して存続した場合の普通交付税を合算して交付されるというような措置がございます。これについては27年度が最終年でありまして、28年度からは段階的に下がっていくということで、今現在昨年度で言いますと3億3,100万円ぐらいが特例として加算されておるといような状況でございます。

これにつきましては、今年度から順次下がってまいります。その特例が9割、7割、5割、3割というふうに5年間かけて順次下がっていくということで、単純に申し上げますと3億3千万円余りですから、今現在の特例が。9割なると、1割減って3千万円ほど減

ると。その次は2割減りますので、さらに6千万円近く減ると、こういったことになるのかと思います。

ただ、普通交付税の交付額っていうのただ単にそういう単純なもので算定されてるかというところではございませんで、この合併の特例すらも合併後、いい時を5億円にのっておりました。今現在3億3千万円ということで変化しております。

国の議論を見ておきますと、合併の特例は確かに15年で終わるんですけども、合併した市町村の行政運営がそれで順調に成り立つのかといったような議論もあって、合併特例の7割程度が依然存続するような普通交付税制度の見直しが必要ではないかと、こういった議論もあるところでございまして、単純に今申し上げたように3千万円、6千万円という形で減っていくのかということこれもまたわからない。

さらに、ご承知のとおり、平成27年度の国勢調査で小豆島町も人口が減っております。この影響も当然出てまいります。したがって、単純に今の制度でいくらだから来年以後は減っていくとこういった推移は恐らく不毛じゃないかなあというふうに思っております。

ただ、今年度の4月に財政当局のほうで大まかな見通しを立てたんですけども、それによりますと今後36億から7億円余りぐらいの例示で交付税自体がですね、特別交付税も含めて、今現在39億ほどありますけれども。ですので今よりも2、3億ぐらいの減少は仕方ないのかな、想定されるのかなというところでございます。

それと2点目でございます。

国の財政問題あるいは日銀の問題については私が申し上げる立場でございまして、国のほうでしっかりやっていただきたいと思っておりますけれども、おっしゃるとおり地方交付税交付金、これは減ります。恐らく減ります。その一方で、本町の場合、内海病院を土庄中央病院と統合して新病院を建てたとかさまざまな事業が今大きな事業が実施されておりますのでそれに財源として地方債を充てていくということで、また残債を一般会計で承継すると。こういったこともありますので、地方債の残高は恐らく29年度がピークになるだろうと見込んでおります。

そういったことで、今おっしゃるとおり交付税は減って、借金は増えるというようなことも行ってくるわけですけども、町長が申し上げましたように、病院の赤字をなくするような方向で統合したわけでございますし、今、小豆島の将来にとって基盤となる施策これについては取り組んでおまして将来に住民サービスが低下しないように、あるいは将来にできるだけ経費がかからないようにというような取り組みを進めておるところでござい

ますのでご理解をいただけたらと思います。

それから、3点目の町民負担の問題でございます。

おっしゃるとおり、サービスは高く、負担は低く、それは夢でございます。我々にとっても夢でございます。ただそれが成り立つかというところ、地方交付税交付金にも言えることですが、当然ながら町民、国民の税金、これをもって交付されておりますし、町政も行われております。そういったことを考えると、必ずしも負担の軽減ばかりに目を向けるのではなくて、どうかこの辺をご理解いただきたいんですけども、応分の負担をいただいて適切なサービスを行う、これが地方自治体の使命だろうというふうに思いますので、若干鍋谷議員さんのご意見とが違いますけれども、負担いただくべきものは負担をいただいてサービスはできるだけ必要なサービスを行っていくと、こういうことだと思います。

それから、当町の場合昨年10月に総合戦略、地方創生総合戦略というのを立てておりますけれどもこの中にもいろいろ事業を盛りこんでおります。それは全てとはいいませんけれども小豆島の将来にとって非常に重要なものを盛り込んでおるつもりでございます。また、今後小学校の統合問題だとか、小高跡地の活用問題、まあさまざまな事業が出てくると想定されます。

こういった中にあっても地方交付税とか町税の動向、これらを注視しながら、できるだけ安定した財政基盤、それから住民サービスの低下を招かないということに努めてまいりたいと思いますので、この点もご理解いただきたいと思います。

長々と申しましたけれども、基本的には我々も住民負担を上げたくありませんし、サービスも落とすたくありません。それに向かって努力してまいりたいと思いますのでよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 鍋谷議員。

**○11番（鍋谷真由美君）** 今、最後に部長が言われたように、そういう方向で努力をともにしていきたいと思うんですけど、最後に1つだけお尋ねをいたします。

地方交付税交付金の財源っていうのは所得税が33.1%、法人税が33.1%、酒税が50%、消費税22.3%というのが出ております。所得税と法人税が基本的な財源なんです。けれども、今所得税も法人税も激減して、日本の中心的な税収は消費税になってきているという問題があります。

ところが、消費税は全額財源とはなりません。逆に、地方自治体の公共事業や運営経費などに消費税はかかって、歳出が増加して財政運営は圧迫することになると思います。また、地域経済を冷え込ませて町の税収を落とすとともに地方交付金の基本財源である所得

税、中小企業などの法人税収の一層の落ち込みの原因になると思います。

地方交付税交付金の財源を確保するためにも、小手先のアベノミクスではなく、国民、市町村の雇用の安定を図って所得を増やして、日本経済の景気をよくしてこそ所得税収入が増えて、中小企業にもお金が回って、もうけていただいて、法人税が払える状態になるのではないかと思うんですけれども。

来年4月からの消費税10%増税が延期されたというのはもう当然のことだと思いますし、消費税増税はそういう意味で逆行しますので消費税は増税は中止すべきだと考えるのですが、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 日本経済が元気になって景気がよくなることで所得税、法人税が増えてということをおっしゃいましたが全くそれに賛成です。アベノミクスというのはデータで見る限りそれに貢献しているマクロのデータで見る限り間違いなく貢献していると思います。

消費税については、今回はやむを得ないと思いますが、中・長期的に見た場合に、年齢構成が高齢化しますから世代を超えて公平に負担する消費税、消費税というのは景気の変動を所得税、法人税のほどくけませんので、恒久的な財源としては消費税が望ましいというのが世界的な考え方だと思いますので、どっかの段階では消費税を上げないと、先ほど言ったサービスの低下とか、別の形で利用者の増加ということになりますので、そのバランスをどうとるかということだと思います。それはただ国政の問題なので、一町長の立場では情報とか知識がこのごろ、足りていませんのでこれ以上のコメントはできません。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） では、次の質問に行きます。

地域交通についてお尋ねをいたします。

これも3点あります。午前中の論議の中でも出てきましたけど、オーリーブスの路線と時刻表が変更されて2月以上たちました。現状と町民の声はどうなっているかお尋ねをいたします。

運賃の上限300円は大変歓迎されていると思いますが、時刻表についてはさまざまな声が出ているのではないのでしょうか。例えば、草壁港発7時50分のフェリーに接続する下りのバスがない、これは西から草壁港に行こうとしたらバスがないです。1時間前に乗らないとないと思います。港で1時間近く待たなければいけないというふうな声も聞いております。

本当に住民の、港もたくさんありますし、皆さんの声に全て応えるのは本当に難しいことかもしれませんが、今後できる範囲での時刻表の見直しをすることについてはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

また、バスの車内に運転手の方の名前が表示をされていないという声を聞いたんですけども、その点はどうなっているかお尋ねいたします。

2点目ですけれども、これも町民の方の声なんですけど、病院まで行くんは行ったけれども帰りが病院で時間がかかってきたらバスが本当に便が少なくて薬を待っていたら乗り遅れるとか、お金を待っていたら乗れないとか、便数の問題があるんですね。それで難しいということを伺ってるんですけど、スクールバスとかあいている時間帯を活用してバスの便数を増やせないのかなという、そういう声も聞きましたので、その点ちょっとお尋ねをいたします。

3番目に、福祉有償運送のことですが、4月からの実施ができないということで先送りになっております。バスに乗れない障害者の方とかそういう方が待望しておりますこの福祉有償運送の実施状況はどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の地域交通についての質問にお答えをします。

詳しくは担当課長が順番にお答えします。

公共交通の抜本見直し後のオーリーブバスの利用状況ですけれども、4月の乗車人数は、速報値ですけれども、前回、瀬戸芸開催年である平成25年度と比較しまして4月が約1.25倍、平成27年4月と比較して約1.52倍となっており、運賃の値下げや路線、ダイヤの変更等、見直しの効果があらわれてきていると思います。

来年4月には小豆島中央高校の開校も控えております。さらなる利用者数の増加が見込まれますので、今後も積極的に町民の皆様に情報発信を行い、それとともにご意見、ご要望には可能な限り、小豆島オーリーブバスと相談しなければいけませんけれども、対応するというので、さらなる利用促進を図ってまいりたいと思います。

その他、詳細は担当課長が順番に答えます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 鍋谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、1点目のご質問に対する答弁をさせていただいたと思います。

バスのダイヤに対するご意見等の状況について、小豆島オーリーブバス株式会社、運行事業者でございますオーリーブバス株式会社に問い合わせをいたしましたところ、3月20日の

見直し以降、利用者の皆様方からさまざまなご意見、ご要望をいただいていると伺っておるところでございます。

当然ご指摘のその中にはダイヤに関する意見やご要望も何件か寄せられているようですが、バス事業者のほうからは、現状では1台のバスが1日に1つの路線だけではなくてさまざまな路線を走っております。現行ダイヤは通院、通学、フェリーとの接続、それからさまざまな事柄に配慮し対応可能な範囲で作成したダイヤとしておりまして、例えばバスのダイヤを1便変更するとなればさまざまな影響が出てくることになるため、変更に関して慎重にならざるを得ないと伺っておるところでございます。

しかしながら、ご意見、ご要望を頂戴する中で、見直し後のダイヤについて、中には当初想定できていなかった点も出てきております。その一つ一つについて改善可能であるかどうかの検証作業を現在バス事業者において行っておるところでございます。

小豆島オーリーブバス株式会社では、その検証作業が終わり次第、変更可能な部分について取りまとめを行いまして、29年4月を目標としてダイヤの改正を行う予定と伺っておるところでございます。

なお、ご指摘の運転手の氏名の掲示につきましては、小豆島オーリーブバス株式会社において乗務員に運行管理規定等に基づきまして指導をしていると伺っておりますけれども、再度そのような指摘があった旨をバス業者のほうにお伝えをいたしまして、今後適切に対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、最後になりますが、このたびの公共交通の抜本的な見直しによりまして路線バスの運行形態が大きく変化をいたしました。6月号の、ご承知のように、町広報でも掲載しておりますように、小豆島オーリーブバス株式会社では積極的に情報発信を行いまして、潜在的な需要を掘り起こすため、またそれにより公共交通の利用促進を図るためにバスの乗り方教室、実際にバスを持って行ってICをどうやって使うか、そういった教室もみずから進んで実施をしておりますので、議員各位におかれましても各地域の自治会や老人会等でこうした声がございますらぜひお声かけをいただきたいと思いますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 鍋谷議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

町が保有するスクールバスの台数ですが、小学校、中学校を合わせますと11台になります。そのうち4台は運行を業者に委託しておりまして、委託業者に確認しますと人員確保や勤務体制の関係でスクールバス運行以外の受託はできないとのことでございます。

残りの7台のスクールバスにつきましては、7名の運転手が小・中学校の登下校時に送迎を行っております。この登下校以外に7名のうち5名は10時30分から14時30分まで、各小・中学校、幼・保等への給食の配送業務を行っております。

さらに、給食の配送当番でない職員におきましても授業日の登下校以外の時間や休業日におきましても校外学習、園外保育、さまざまな行事等の送迎を行っております。このため固定された空き時間がない状況でございます。

参考に申し上げますと、平成27年度では通常の登下校以外で中学校が80回、小学校が198回、幼・保におきましては282回の利用がございまして、合計で560回の運行となっております。

以上のような職員の勤務体制及びスクールバスの利用状況から、路線バスのように一定の時間にスクールバスを利用して運行することは困難な状況ですのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 3つ目のご質問にお答えいたします。

福祉有償運送は高齢化の進展や小豆島中央病院の開院等、社会情勢の変化に対応できるよう、バスやタクシー事業者のサービスを補完する新たな移動支援サービスとして、第6期介護保険事業計画、老人福祉計画に盛り込んでいるものでございます。

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるために、バス、タクシーなど公共交通機関の利用が困難な要介護者や身体障害者など、交通弱者の移動手段の確保は重要な課題であると考えております。

これまで社会福祉協議会を事業主体として、昨年度からサービス実施に向け協議をしているところですが、社会福祉協議会の実施体制が整っていないことや、料金設定など既存事業者との合意形成に至っていないことなどから、サービス開始に至っておりません。

このため、今後は低所得者を対象としたタクシー運賃助成制度の創設などの検討を含めて、通院が困難な方などの対応策を検討していきたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） タクシー運賃の助成とかもぜひしていただきたらと思うんですけども、車を買って準備している福祉有償運送の見通しというのはどうなんですか、今後の計画はどのなのでしょう。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 社会福祉協議会のほうでは、現在社会福祉協議会の中で委員会を設けていただいて詳細について検討をする場を設けていただいております。また、社会福祉協議会の方で福祉有償運送運転講習を受講するなど準備を進めておりますので、前進をしていきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 社協にお願いして進めておるとのことなんですけれども、一日も早く実現するように町の方でも力を尽くしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それと、オーリーブスの問題ですけど、検証作業をしてできる場所は時刻表のダイヤの変更もされるということなんですけれども、ぜひやっぱり町民の声をもっとアンケートなり、29年4月にできる場所は変更するからぜひ聞かせてくださいという形での町民の声を把握、集約することをお願いしたいんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 住民の声という再質問でございます。

ご存じのように、昨年5月から小豆島地域公共交通協議会という法定協議会を立ち上げまして、一番最初に島内5,000名のニーズ調査を行いました。このニーズ調査に基づきまして路線の再編を実施をしたわけでございます。そういった意味では島民の声はそのニーズ調査である程度反映はできていると。

ただ、その再編後のダイヤ等について現在寄せられている島民からのご意見、こういったものをバス事業者のほうで検証しながら、できるものについてはダイヤ改正に持ち込みたいというご説明をさせていただいておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 話はわかったんですけど、今実際に乗ってこういうところは不便だとか、そういう思いを持つて町民の方、たくさんおいでるんじゃないかなと思うんですね。それを届ける何か場を。バスにアンケートを置くとか、意見を募集するとか、そういうことができるのならぜひお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。以上で終わります。

---

○議長（森口久士君） 10番秋長正幸議員。

○10番（秋長正幸君） 私からはオーリーブの関連することについて2点お伺いしたいと思います。

まず最初に、オリーブサミットの開催についてということで、オリーブの栽培地は全国に広がっております。南の鹿児島県から、北は福島県と私が知る範囲では約30府県は栽培しているのではと思っております。市町村の数におきましては200以上になると予測をしております。そこへは小豆島の苗木は全国で育っているということであると思っております。

そこで、小豆島こそが国内におけるオリーブ産地としてのトップワンであることを誇示するためにも、全国の栽培地を一同に束ねるオリーブサミット、仮称ですが、を開催してはどうかということでございます。

ちょうど2008年がオリーブ100年祭でございました。この18年度がオリーブ植栽110年という節目の年に当たりますので、ベストのタイミングだと思うが町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 秋長議員からオリーブサミットをという質問をいただきました。

結論を言えば、オリーブ植栽110周年に当たる2018年にオリーブサミットを開催し、全国のオリーブ産地のリーダーシップであることを発揮し、引っ張っていくという趣旨で大賛成であります。

また後ほど質問があると承知しておりますが、2020年の東京オリンピック、パラリンピック大会における金メダリストへの小豆島を初めとするオリーブの冠提供をより強固にアピールすることができると思っております。そのこととあわせて、オリーブサミットの実現に向けまして準備をしていきたいと思っております。

○議長（森口久士君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（丸本 秀君） 秋長議員のご質問、ご提案にお答えいたします。

オリーブサミットを開催してはというご提案ですが、全国に広まりつつあるオリーブ栽培ですが、直近の農林水産統計に記載されている府県だけでも9県、統計に掲載はされていなくとも確実に栽培をしている府県が21県ございます。もちろん小豆島はその中で全国一の栽培面積と収穫量を誇っているわけではあります。オリーブが全国展開され始めた今、また商品化も進み始めた今こそ、秋長議員がおっしゃるとおりオリーブ植栽110周年に当たる2018年に小豆島が主導となって全国の栽培地を束ねたサミット、あるいはコンベンションを開催する最適なタイミングであると思っております。

このコンベンションでは、東京オリンピック、パラリンピック大会で金メダリストにオリーブの冠を戴冠させるという趣旨の共同宣言を行い、それを採択し、その決議文とともに関係省庁や組織委員会などに陳情することが夢実現に向けた大きな前進になると思いま

すし、そうした行動過程そのものが小豆島のPRにもなると考えています。

また、もし採択になった場合のオリーブの冠の枝木の負担軽減にもつながると思います。今後におきましては、2018年にサミットを開催するべく組織、体制づくり、また詳細な産地の調査を進め準備に取りかかってまいりますので、どうか議員各位におかれましてはご理解、ご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 関連は後の質問にもあるんですが、今でもよっぽど小豆島へ視察団、行政視察、議会、まだまだ毎月かなりな数が出ていると思っています。まだまだこれ増える要素もございまして、私が知ってる範囲で市町の中で2、3回そういう小豆島はイニシアチブをとって、やってもらえんかというようなこともございまして今回の質問に至ったわけでございます。何はともあれ、名実ともに小豆島のオリーブがトップワンであるということを誇示するためにはぜひ必要でないかと思うのでぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2020東京オリンピックに小豆島産オリーブの冠をと。

オリーブサミットの開催と深く関連しておりますが、東京オリンピック、パラリンピックは4年後の2020年8月開催という終点が決まっています。そして、金メダリストに小豆島のオリーブの冠を贈呈することがオリーブの島、小豆島を世界中にPRする最大の機会だと考えております。

そこで、実現へはかなり多くの課題、問題があり、4年後を見越した具体的な取り組みや準備がぜひ必要だと思いますが、町長の考えを伺いたい。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 秋長議員から2020東京オリンピック、パラリンピックの金メダリストにオリーブの冠をとというご提案をいただきました。

結論を言えば大賛成です。既に私は馳文部科学大臣とスポーツ庁のオリンピック課長に会いましてそのことはお話をしております。ちなみに、オリンピック課長さんというのはこの間まで高松市の副市長をされてた方でございます。

そのほかに、オリンピックの組織委員会の布村事務次長さん等もお会いをしまして、布村次長さんにはオリーブ公園がつくった現物のオリーブ冠をお渡しして、どうですかということでご意見を伺いましたところ、とてもすばらしいと言っていただきました。ちなみに、既に福島県のいわき市のほうが来られてたそうで、いわき市と対峙するようなことになるんですけれども、いわき市から持ってきたオリーブ冠とは随分違ったすばらしいオリ

ーブ冠だと言っていました。

問題は、オリンピックとパラリンピックの金メダリスト全員にオリーブ冠を差し上げるとすると、団体競技ありますので両方合わせると1,600個ぐらいをつくらなければいけないということになります。多分7月、8月、9月の3カ月間、毎日のように1,500個、毎日何個ずつという形でつくっていかなければいけませんので、当然小豆島中心になるんですが、全国各地のオリーブ産地の皆さんにも協力をしていただいて行うということになるんだろうと思います。

お会いしたときの感触は馳文科大臣もオリンピック組織委員会の事務局次長さん、とても感触はよく前向きだと理解しております。できれば香川県知事さんにもお願いして、知事さんともども正式に文部科学大臣やオリンピック組織委員会にお願いをし実現をしたいと思っております。

詳細は担当課長が説明をいたします。

○議長（森口久士君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（丸本 秀君） 秋長議員のご提案に、先ほどの町長答弁に補足してお答えいたします。

まず、現実的な課題といたしまして、今後当局にいかにか効果的かつ継続的なアプローチをとっていくか、そして大会当局からいつ、どんな形で返事が来るのか、もし採択になった場合、冠用の枝木の確保や2020年に向けたタイムスケジュール、また冠の作り手のボランティアの確保、2020年7月24日から8月9日がオリンピック、8月25日から9月6日がパラリンピックという暑い時期での冠の保存、輸送管理方法など、いろいろ考えただけでも課題は山積みであります。

オリーブの冠を1つ作成するのにおよそ2時間近く要しますことや、長さ40センチ程度の枝木が30本ほど必要になります。冠をつくるための木の種類はどれでもいいというわけではなくて、小豆島町が現在女子マラソンのオリンピック選考レースで提供している冠はネバディロブランコで作成しています。仮に、2020東京オリンピック、パラリンピック大会において金メダリストへのオリーブ冠を贈呈することになった場合、1,600個ほどの冠が必要になると思われます。

前回行われたロンドン大会では、金、銀、銅合わせて4,600個のメダルが作成されたことが報道されておりましたが、仮に金メダルだけでも1,500以上が製作されたことになります。

2020の東京大会では追加種目としまして野球、ソフトや空手、スケートボード、スポー

ツクライミング、サーフィンなどの追加種目が予想されまして、それが今年の8月にリオデジャネイロで開催されるI O C総会でもし正式決定されれば、それが2020東京大会にも正式種目として採用されるということでもあります。

ということは、追加種目を加えると金メダルだけでも1,600個以上の冠が必要になるということでありまして、また金、銀、銅、全てのメダリストにということになればその3倍の5,000個近い冠が必要になってくると。そういう場合、小豆島だけで賄い切るのは非常に難しいと思います。

こうした中、他府県のオリーブ産地や、また一部の民間団体もオリーブの冠を提供するべく動いておると聞いております。また、オリーブではなくて月桂冠の冠をメダリストにあげたいという造園業界の動きもあるようでございます。

大会組織委員会が2020年の東京大会のイベント内容で具体的に動き出すのは今年の夏のリオオリンピック、パラリンピック大会終了後ということは伺いました。そのため、現段階では大会組織委員会がいつごろ、どんな形でメダリストへ戴冠する品目を決めるのか、また贈呈品製作の委託をどうするのか、全く白紙の状態でございます。

現段階で4年後を見越して今から1,000本、2,000本単位のオリーブの苗木を輸入、植栽して適正な管理をしていかなければ東京大会には間に合わないだろうという声があることも承知はいたしておりますが、ゴーサインが出ていない今、現状で動くのは難しいと考えておりまして、しばらく待ちの状態にならざるを得ないと思います。

こうしたことから、先ほどご提案をいただきました全国の栽培産地を一堂に会したオリーブサミットを開催して東京オリンピック、パラリンピックのメダリストにオリーブの冠をという共同採択を行うことが大会関係当局者への最大のアピールになると考えます。もし採択になれば苗木の冠用の枝木の負担軽減にもなると思います。どうか議員の皆様におかれましても現状のご理解をいただきますとともに、実現に向けたあらゆる協力体制をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） このオリーブの冠を採用していただくために、これは並大抵のことではなかなかできないように私は思っております。町長のほうは若干文科省の大臣とかいろいろ感触は今はいいと。しかし、それは組織の中でJ O C、I O Cでその中のトップへのアプローチ。これは町長の政治力、いろいろ生かしながら森会長、安倍総理、そこら辺を動かさなければ決まらないかなという思いはしておりますので。

それと、スポンサーです。どういう企業がオリンピックに大きくかかわるか。例えば、

日清食品の方も小豆島出身、こういうところが母体になっていただけるのであればわりと、しよいのではないかと。

それから、関連するいろいろな人脈を、陸上界には香川県割と人脈がおります。前の理事ですが陸上の。地元では笠井教授、町長の知っているとおり増田明美さん等々ございますが、なかなかそれだけではいけないと思うのであらゆる人脈を通じて最大限にやっつけていかなければいけない。

また、先ほどのサミットじゃないですが、全国のオリーブを栽培してるところが手を取り合って、決議した内容をいち早くやる、陳情、要望をすると、こういうところからスタートをすべく準備を重ねていかなければ、よっぽどの今から能力が要るんじゃないかということでございます。

何が何でも今PR、先ほど課長からもありましたが、月桂樹の冠には負けてはいけません。私はそういうふうに思っております。これはもう一生の中でオリンピックでそれを出すということは小豆島挙げての一つの大きなイベントだと思っております。私一人の夢でなく、島民の夢をかなえるような形でぜひ県の知事を含めてやっていただきたいと思っております。

最後ですが、このものが本当に行くのかなと言うのを町長が予測ができるんじゃないか、今の段階でなかなか難しいと思うんですが、方向性について努力していただきたいんですが、今現在ではどのように思っているか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 結論からいうと、オリーブ課長が言った技術的な問題のほうがハードルが高いような気がします。これまでの私の取り組みをお話をすると、今秋長議員がおっしゃってくれた人脈の方々は全て動いていただいています。日清食品の中川副社長は陸連の幹部なんですけど衆議院の議長をされた方とか、名立たる方には日清食品を通じて全てお話をさせていただいてますし、増田明美さんも全ての関係のところまで小豆島のオリーブ冠をとということで動いていただいていますし、法政大学の笠井教授の人脈も全て動いていただいております。

まずはやっぱり香川県知事さんにやっぱり正式に香川県として小豆島を中心にということをまず動いていただきたくご期待を。黒島県議会議長の力もかりたいと思っております。それから、他の自治体の協力もいただいた上で、先ほどのオリーブ課長の話だとオリンピック開催前か開催後、リオですね。遅くともリオのオリンピック開催後には正式にもう一度強力な形で大臣とかオリンピックの組織委員会の方にも正式にお願いをするという行動

をする必要があるかなと思っています。それで、感触がよければ、さっき言ったオリーブ課長の技術的な問題にもゴーサインでいかないと間に合わないと思いますので、とにかく速やかに行動したいと思っています。大丈夫だと思います。夢はかなうと思います。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） これはもう夢の夢を、千載一遇のチャンスでございますので、ぜひ成功に努力して、その結果、島民が喜べる結果を望むものでございます。いろいろ細かい、課長が申したいろいろ生産の関係とは、生産者も一堂に会して協力していかなければならないというふうに思っておりますし、ぜひ成功裏に事が進むことを願って終わります。

---

○議長（森口久士君） 4番松下智議員。

○4番（松下 智君） 今回の私の質問は大局的な観点でもありませんし、大局的な視点ではありませんけれども、住民要望もありまして、また人口減少とか高齢社会の中で将来的に見ても非常に懸念される事柄ですのであえて質問をさせていただきます。

里道、農道、水路等に関する原材料支給についてお尋ねいたします。

現状の原材料支給の中には工事代金が含まれておりませんが、自治会によっては限界集落的な地域や、また世代間交代によってこれまで主に左官業的な技術の不足が生じている地域も見受けられております。

このことによって、当然技術者がおりませんので地元自治会の会費の中での負担が重荷になってきているところも多々あります。この現象は年々増加することはあっても減ることはない現象だと思っております。

また、今度のこれまでの原材料支給の推移から見ても現状の予算を増やさずにできるのではないかと私は個人的な思いがあるんですが、工事費も含めた支給が可能かどうかお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 松下議員のご質問にお答えをいたします。

現在、実施している里道等の維持修繕に係る原材料支給事業では、原材料の支給を受けても高齢化等によって地元の労役が伴わず改修が困難であることから、労役部門も含めた支援制度をつくってほしいということかと思います。

一般的に、里道、農道、水路等の管理は地元、または受益者の方々において維持管理をお願いいただくのが基本だと思います。町としましては、基本的には現在の維持管理につ

いての原材料の支給制度でご支援させていただくことでご理解をいただきたいというのが基本的な考え方であります。

しかしながら、委員のおっしゃったように、限界集落に限らず町内全てにおいて言えることですが、地域のコミュニティーの力が落ちてますので、地区内での管理が難しい時代になってきております。今後、こうした状況に応じた制度の変更について研究、協議はしたいと思っております。

それぞれの詳細の現状、今後の取り組みについて担当課長から説明をします。

**○議長（森口久士君）** 建設課長。

**○建設課長（三木宜紀君）** それでは、建設課が実施しております原材料支給の制度についてご説明いたします。

原材料支給制度は小豆島町原材料支給要綱に基づきまして里道とか水路とかの維持管理と補修を行います自治会に対しまして原材料というような形で支給をしているものです。こちらの制度は合併前から旧町で既に実施されていましてものを引き続き小豆島町になりましてもやっているものでございます。

年度当初に要望を取りまとめまして予算の範囲内で各自治会へ材料の支給を配分しているというような方法でございます。制度の開始当初は生コンクリートっていうコンクリートだけの支給ではありましたが、現在、最近はコンクリート2次製品とか砕石とか、ふたとか、アスファルトとか、フェンスとかっていう材料と言われるもの全てについて対象として今支給しております。

建設課では時代の流れとか地元の要望とか意見を聞きながら予算の範囲内ではありますけども、できるだけ柔軟に制度の方は改正して要望に沿えるようにしてきているところでございます。また、支給の数量につきましても1自治会当たり幾らとかってしてたのを、今は1地区、1カ所幾らという形でそちらの数量も改正はしてきております。

原材料支給の近年の状況ですけども、予算に対しまして要望額がまだ今のところ100%で推移してます。ということから、まだまだ整備をしたい、しなければならないところが各自治会多いのではないかと推測されます。

こういうことから、現状、予算も増やさず変更しないで工賃を含めたところまで制度の改正ができる状況では今のところはないと考えております。しかし、町長の答弁でもありましたとおり、今後も議員の皆様とか自治会の皆様のご意見、ご要望を参考にしまして、できる範囲での改正はその時々によっしていきたいと思っておりますので今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 続きまして、農林水産課が所管いたします農道、それから農業用水路、いわゆる農業用施設に携わる原材料支給、こちらでございますが、毎年6月をめどに要望調査を実施しております。地区内の農業施設の維持補修を行う受益者の方々に対して原材料を支給するというところでございます。

こちら要件としましては、まず地元の総意があることと、そして地区内の利用度が高いところを進めるということでございます。また、施工についてはご案内のとおり受益者の方々にお願いするというところでございます。

また、これは大前提でございまして、その要望箇所に耕作されている、または保全されている農地、受益される農地があるということになってございます。

この制度につきましては合併前、旧内海町、こちらのほうで実施されておりました。合併の協議の中で新町に引き継がれたというものでございます。細かな支給内容につきましては省略させていただきますが、建設課同様に地域の要望に沿いまして支給内容については緩和等も行ってきたような次第でございます。

また、本制度につきましては土地改良の關係の事業になりますことから、小豆島町の土地改良区が要望を取りまとめます。理事会を経まして、対象地区に対して配分を行うという制度でございます。

近年の支給状況、こちらになりますけれども、予算額に対してほぼ満額の充当というふうな状況でございまして、松下議員のおっしゃる予算のゆとりの中でというふうなことでございますけれども、なかなか難しいという点、ご理解いただければと思います。

しかし、町長答弁でもありましたとおり、今後、状況に応じた制度の見直しにつきましては自治会、また土地改良区などの意見も聞きながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 私がこれまでの予算の範囲内という推測が間違っておったようですけれども、以前に運営しておったのは建設課関係は減少しつつあると、農林水産課関係も増えることはないということをお前耳にしまったものだからこういう質問したんですけれども、最大の問題は予算なんですかね、そしたら。そしたら、その予算についての考え方をちょっと申し上げたいと思います。

的確でない面が出てくるかもわかりませんが、まず建設課、農水関係が今の説明の中では、答弁の中では以前、内海地区がやっておって合併後も継続しておるということ

は、建設課関係も、農水関係も池田が要望が多いということなんですかね。それが1点。

それと、予算のことなんですけども、工賃といいますか、工事費というのは非常に難しいと思います。私、事業課畑経験ないんですけども、どういうふうに均等に工賃を含めるかいうのは難しいと思うんですけども、予算がないでしたら少しでもその予算増額してもらって、まず、例えばで言いますよ、原材料支給で左官業の方が2名おったら何とかなるんですよ、1日。それで、これは2日間かけるとしても休みごとなんです。少なくとも1週間はあくと思いますので。

それで、1年間でやるのは2日、場合によっては3日間やる場合もあるでしょうけども、大体2日としますと、左官業が仮に幾らか知りませんが、1人1日1万5千円としたら、2名掛ける2日で6万円ですか、それだけあっても自治会としては助かるんですよ。きちんとした道路工事とか橋梁工事みたいな、いわゆる工事費と言われるものじゃなくても、左官業の日当さえ6、7万円あったらできるんですよ。それ手始めとしてそれだけでもお願いできませんかという思いがあります。

町長の答弁も、各課長の答弁も前向きに検討しますでしょ。今後参考にいろいろな意見を参考にしながら前向きに検討します。けども、いつするんですかということを知りたいわけですよ。

現に、この質問したきっかけは、28年度の原材料支給で改修なり、舗装なり、しないとイケない地域があるんですけども、自治会が小さいもんですから自治会費の負担が大きいと。場合によったらかなりの工事費も出てくる場合もあるわけですけども、その負担が大きいから28年度はやめて1年間様子見ようかという経緯があるようなんです。

ですから、いつやってくれる、いつ見直し図ってくれるんですかということの一つの要望としては来年何とかありますが、手始めとして左官業の2人分の2日分ぐらい、それでも見てくれませんかということ。

それと、建設課長の答弁の中に、材料対象はこれまで緩和してきました。それから、1地区当たりのボリュームも緩和してきました。それも非常に大事なことで、それはありがたいことだと思いますけども、優先順位からいうたら、その工賃といいますか、工事費しか負担できないからできませんいうのもかなりの優先順位だと思いますから。ですから、建設課長の答弁の緩和一つ外してでも工賃を入れる方法はないか。できればその3つとも要件を見ていただきたいんですけども。

それから、農道とか水路の維持管理についてはその自治会、地元自治会、受益者、当然やと思います。ただ、その改修なり、舗装なりができないから質問したわけですし、農水

のほうでちょっとお聞きしたいんですけども、耕作または保全の農地、耕作農地というんはわかりますけども、保全の農地というのは具体的にどこまでのことか。取りとめもない質問だったかもわかりませんが、ちょっとお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 旧町の話が最初あったかと思うんですけど、建設課のほうは両方旧内海、旧池田両方やってたのをあわせていう形で、農林水産課の方が旧内海だけだということです。

それと、まずはこの里道、水路、農道の成り立ちなんですけど、ご存じやと思うんですけど、もともと明治とか江戸時代にですね、もうそのころ当然1次産業ばかりやったと思うんですけど、農家とかの方々が自分たちでつくった道で俗に三尺道とか水路とかっていうのがもともと成り立ちであります。

当時、ですのでみんなで十分管理してあれしてたというところがスタートやと思います。それが近年になってきて維持管理、整備するのに対しまして行政のほうは材料支給という形で、労力はもともと地域の中に、先ほどおっしゃってたみたいにおられたり、できたりしてたので材料だけあれば整備できますわという形でどンドン来てたもんであると思います。

ということから材料支給がスタート時点で労力は自分たちでできるということがスタートでしたので、先ほど言っていました材料の種類を緩和するとか、数量を変えるとかっていうのに労力を先っていう方向ではなかった道になっているかと思います。

先ほど話したんですけど将来は予算のお話もあると思うんですけど、少しずつは緩和していくのは当然であると思いますんで、それも検討させていただきたいと思います。また、役場の方が支給した自治会によって工事する仕方、費用の出し方が聞いてると非常にまちまちです。できないと言ってやってないところもあるし、人がいて費用かからずにやっているところもあるし、応分の負担をしてやってるところもあるし、非常にさまざまです。まだ今町長もおっしゃったみたいに人件費を何ぼ払うんやとか、全体の何%にするんやとかっていう割と選択肢がいっぱいあることに対して検討しなきゃいなくなります。ということもあって、ちょっとすぐにすぐにほんどうしましょう、ああしましょうっていうのは結論出にくい制度設計にありますんで、今の段階ではすぐ来年度がどうこうという返事しかねます。これは要望があるのわかりますので、勉強して情報収集してというところは始めたいと思いますんで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 引き続きのご回答になりますけども、松下議員のおっしゃるとおり農業部門におきましても従事者の方の高齢化とか、それから後継者不足、こちらによりまして農地それから農業用施設の適切な維持管理というのが非常にもう困難になりつつあるということでございます。

そのような中、町としましては厳しい環境下に置かれました農業者の方へ支援といたしまして、25年度ですけれども単独県費事業の補助の土地改良事業、こちらを地元が30%負担があったものを15%負担ということで大幅な見直しをかせさせていただきました。

それから、26年度におきましては国の採択基準に適合しないような農林災害、こちらのほうにつきましても小さな規模のものにつきましては町の単独費で、災害復旧事業を創設しまして積極的に農業の生産基盤、こちらのほうの整備を進めようとするを目的に農業者の負担の軽減措置、こちらを講じてございます。

ご認識していただきたいのは、農業制度の補助制度でございますけれども、当該事業を行うためにはすべからず受益者の方々、恩恵を受けるということで受益者負担というのをこちらまた大きな原則となっております。

先ほど建設課の課長が言いましたとおり、いろいろなパターンがございます。また建設課とのバランスもございます。それから、財政部局課との相談もございますので、今この段階でいつというのはなかなか申し上げにくいということで、検討してまいるということでご理解いただければと思っております。

それから、保全につきましては……。

（4番松下 智君「もういいです」と呼ぶ）

よろしいですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 29年度予算編成過程で一定の答えを出します。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 町長の先ほどの答弁ありがとうございました。

それと、建設課長の答弁も再質問の答弁は最初の答弁じゃなくしてかなり前向きな答弁いただいたんで感謝申し上げます。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開3時とします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時00分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第1号 平成27年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第2号 平成27年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について

○議長（森口久士君） 日程第4、報告第1号平成27年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第5、報告第2号平成27年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書については相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第1号平成27年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本件は、さきの3月定例会で議決いただきました平成27年度小豆島町一般会計予算の繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものでございます。

なお、報告第2号につきましても水道事業会計における建設改良費の繰り越しに関する同様の報告でございます。

内容につきましては、順次担当部長及び課長から説明しますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第4、報告第1号平成27年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についての内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 報告第1号平成27年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

上程議案書の1ページをお願いいたします。

この件につきましては、平成28年第1回定例会最終日におきまして繰越明許費のご可決を賜りました22の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして繰越計算書を調整しご報告申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳についてはこのページに記載のとおりでございます。

なお、2款総務費、1項総務管理費の5行目、防犯カメラ設置費用につきましては、平成27年度中に事業を完了いたしましたので最終的な繰越事業は1事業減りまして21の事業

となっております。

繰越総額は、5億1,684万2千円で、既収入特定財源は前借りした起債のうち2万8千円、未収入特定財源のうち国庫支出金は11事業で2億1,564万4千円、県支出金は7事業で5,473万4千円、地方債につきましては7事業の特定財源といたしまして合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債、災害復旧事業債の4種類の地方債1億6,410万円、またその他の財源といたしましては、受益者負担金879万円を1事業の特定財源として見込んでおります。結果、一般財源の所要額といたしましては7,354万6千円を予定しておりますところでございます。

繰越理由につきましては、第1回定例会でもご説明申し上げたとおりでございます。ただ、第1回定例会以降、翌年度繰越額に変更が生じた事業のみご説明させていただけたらと思います。

まず、1款総務費、1項総務管理費の6行目、馬木地区緊急避難場所等整備事業につきましては、繰越額が1,642万8千円で、特定財源として515万円の国庫補助金と合併特例債830万円を予定しております。

本事業につきましては、第1回定例会におきまして翌年度繰越額2,700万円を計上しておりましたけれども、年度内に工事請負契約が締結され、前払い金が発生したことから繰越額は1,057万2千円の減となっております。

すぐ下の個人番号カード交付事業につきましても、地方公共団体情報システム機構からの年度内請求が若干増額となり、第1回定例会での計上額から繰越額が79万5千円の減となっております。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費のうち1行目、橋梁長寿命化事業につきましては、繰越額257万1千円となっております。第1回定例会では舗装修繕工事2件、436万4千円の繰越額としておりましたが、うち1件が年度内に完了できたため、繰越額は179万3千円減の251万7千円となっております。

同じく、6項都市計画費の1行目、植松都市下水路整備事業につきましては、繰越額3,622万8千円となっております。第1回定例会では4,006万5千円を繰越額としておりましたが、年度内に家屋補償が予定より進捗いたしましたので繰越額は383万7千円の減となっております。以上の4事業以外は翌年度繰越額並びに繰越理由の変更はございません。以上、簡単でございますが報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 日程第5、報告第2号平成27年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書についての内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第2号水道事業会計建設改良費繰越計算書についてご説明いたします。

お手元の資料の4ページをお開きください。

平成27年度の小豆島町での水道会計で予定をいたしておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、水道事業が発注しました工事が1件と、香川県が事業主体の事業が1件です。

5ページを見ていただきまして、水道事業が発注した中山浄水場排水処理施設築造工事において、掘削で岩が出たことにより不測の日数を要したため3,043万2千円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越しとなりました。

また、内海ダム再開発事業に関する利水負担金として、事業費の4.8%相当となります403万2千円を予算計上しておりましたが、事業主体であります香川県が事業の一部を繰り越したことから、平成27年度中に支払い義務が生じなかった40万560円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越したものであります。

繰り越しの財源は当年度損益勘定留保資金3,083万2,560円でございます。

なお、公営企業会計における予算繰り越し手続は一般会計の明許繰り越しと異なり、あらかじめ予算に定める必要がないものとされており、事業者権限により決定し、地方公共団体の長への報告により成立するものとされており、また、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされており、本日お手元の資料のとおり、ご報告いたすものであります。以上です。

~~~~~

日程第6 議案第52号 専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第7 議案第53号 専決処分の承認について（小豆島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

日程第8 議案第54号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（森口久士君） 次、日程第6、議案第52号から日程第8、議案第54号専決処分の承認については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第52号から議案第54号専決処分の承認についてご説明を申し

上げます。

地方税法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されるに伴い、3つの関係する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長からそれぞれ説明しますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第6、議案第52号専決処分の承認についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第52号専決処分の承認につきまして、小豆島町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及びそれに関する政令及び省令が本年3月31日それぞれ公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の税条例等につきましてもその一部を改正する必要性が生じたので専決処分をさせていただいたものでございます。

7ページをお開きください。

それでは、地方税法の改正に伴う税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表よりご説明させていただきます。

まず最初に、18条の2第1項でございます。行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が平成28年4月1日に施行されました。この施行により、不服申し立ての手續が一元化され、審査請求の手續のみが税務に残されることになりましたので、税条例中の不服申し立てを審査請求に改正することになりました。

ページをめくっていただき8ページでございます。

次に、18条の3ですが、平成29年4月1日より軽自動車税の税制改正により、種別割等、後に説明しますが環境性能割軽自動車税が置かれます。現行の軽自動車税が種別割と名称変更するため語句の改正を行うものでございます。

次に、19条の改正でございますが、最高裁判決を踏まえ、個人住民税、法人住民税及び事業税に係る延滞金との計算期間について、国税における延滞税の計算期間等に見直しに準じて所要の見直しを行うこととし、平成29年1月1日以降の期間に対応する延滞金または同日以降に申告書の提出期限が到来する地方税について適用することとなり、それに伴

う所要の規定の整備が行われたことによるものでございます。

また、平成29年4月1日より軽自動車税環境性能割が新設されることに伴う所要の規定の整備が行われることによるものとなっております。延滞金の計算期間に見直しに関する事項につきましては平成29年1月1日、環境性能割に関する事項につきましては平成29年4月1日から施行させていただきます。

9ページ下段から10ページから11ページにかけてでございます。

次の43条でございます。先ほど説明いたしました延滞金の計算期間の見直しについて、個人町、県民税について改正を行うものでございます。具体的には、修正申告の提出、または納付すべき税額を増額させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る町民税について期限内申告書または期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に、当該修正申告の提出があった場合には、当該修正申告の提出または増額更正による納付すべき税額に達するまでの部分についての延滞金の計算期間から、その期間につきまして控除して計算することとなっております。

次に、48条でございます。

11ページから続き、13ページまでに続いております。

法人町民税の延滞金計算期間見直しについて改正が行われるものでございます。詳細は先ほど説明しました43条と同様の内容となっております。

次に、50条ですが、13ページ下段から15ページまで続いております。

この部分につきましては法人町民税の不足額の納付手続についての延滞金の計算期間見直しについて改正が行われたものです。詳細な内容につきましては先ほど説明させていただきました43条と同様のこととなっております。

次に、56条の見出しは15ページ最下段にあります。本文は次の59条とあわせ16ページから17ページにかけてあります。

次の59条でございますが、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法に規定する療養施設、養成施設等の設置をした場合におきまして、その用に供する固定資産税につきましては非課税とすることになっております。その適用を受ける申告、適用を受けなくなったときの申告について定めたものでございますが、平成28年4月1日よりその独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に改組され設立法が改められたことに伴います改正でございます。

17ページ中段から始まります80条からの改正でございます。

この改正は、さきに述べましたが、平成29年度から軽自動車税が環境性能割と種別割の

2種類の税になります。環境性能割といいますのは現行の自動車取得税に当たるものでございます。種別割は現行の今行っております軽自動車税に当たるものでございます。この80条につきましては、環境性能割の納税義務者についての規定及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更することの規定による改正を行うものでございます。

ページをめくっていただき、18ページになります。

次に、81条ですが、この軽自動車税につきまして、みなし課税の規定について、地方税法に新設されたことによる改正でございます。誰を所有者、所得者とみなすこととなります。

例えば、所有権留保付割賦販売、要するにリース販売等の場合につきまして、完済するまでは所有権はリース会社、売り主にありますけれど、実態は買い主が所有権を持っているものと同様とみなされますので、買い主を所有者とみなして課税いたしますという制度でございます。

次に、81条の2でございますが、日本赤十字社が所有する軽自動車税について、直接その本来の事業の用に該当するもので、救急用のものに関しては非課税である旨の規定を改正するものでございます。

旧の80条の2が条文移行による改正でございます。

次の81条の3から81条の8までは環境性能割に係る規定でございます。

次の81条の3でございますが、環境性能割の課税標準を通常の自動車の取得価格とする改正となります。

次に、81条の4でございますが、環境性能割の税率について、自家用の軽自動車においてその環境性能に応じて1%から3%を課税標準に掛けて税額を決定することになっております。

次に、その下の81条の5及び81条の6でございますが、環境性能割は申告納付をすること、また申告納付の方法について規定したことによる改正であります。

ページをめくっていただき、20ページになります。

次に、81条の7でございますが、環境性能割の納税義務者が申告または報告をしなかった場合の過料について規定する改正でございます。

次に、81条の8でございますが、環境性能割の減免につきまして、現行の公用減免及び身障者減免について準じて減免することについての改正となっております。

以上、環境性能割の規定について本則の説明を行わせていただきますが、後に附則で説明させていただきますが、当分の間、町にかわって県が行うこと及び税率の特例を設け

ることになっております。

続きまして、82条から91条の改正、この部分につきましては、軽自動車税が種別割に係る規定の変更です。現行の軽自動車税が種別割と名称変更すること及び環境性能割の創設に伴い、地方税法、様式等の条ずれが起きましたのでそれを改正する改正でございます。

字句の訂正が主なものですので、20ページから25ページまでの説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

26ページをお開きいただけたらと思っております。

附則の説明でございます。

附則第6条につきましては、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病への予防へ取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に特定一般用医薬品を購入した際に購入費用のうち年間で1万2千円を超える額を8万5千円を限度として所得控除する特例の医療費控除の新設に伴う改正です。一般の薬局等で売っております市販薬、風邪薬等、風邪予防薬等を購入することにより医薬品の医療費を抑えるインセンティブを設けるような体制となっております。

この医療費控除の特例を受ける場合は通常医療費控除を受けることができませんが、一般の約10万円を超えた場合、通常医療費の控除を受けるという適用で、医療費控除の幅が広がったように考えていただければと思っております。

次、附則第10条の2につきましては、平成24年度税制改正に導入しました国が一律に定めておりました特例措置の特例割合等を地方公共団体が自主的に判断し、条例で設定できる仕組みである地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例についてであります。

今回の改正におきまして、新たに再生可能エネルギー発電設備であります太陽光発電につきまして、特例割合を3分の2と定めたものを今回この条文に追加し、町規定わがまち特例として減免することになっております。

その下に渡りまして、附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告についての規定で、そのうち熱損失防止改修住宅または熱損失防止改修専有部分についての適用の規定を受けるための必要書類について、地方税法の施行令が改正されたことに伴いまして補助金の書類が追加されたこととなります。つまり、今回の税制改正により、今まで改修費そのもの全てが特例の対象という形になっておりますが、補助金部分を除いた部分が税制改正の減額の対象となるということになります。

27ページをお開きいただけたらと思っております。

附則第15条の2から附則第15条の4につきましては、先ほど説明させていただきました軽自動車税の環境性能割の賦課徴収減免申告の納付について、当分の間、町にかわって県が行う特例を規定したものでございます。

また、附則第15条の5につきましては、県が環境性能割の賦課徴収に関する事務の費用の補償のため、徴収取扱費について規定させていただいています。一旦県が賦課徴収し全額を一旦町に振り込みさせていただく形になりますが、そのうち5%を事務費徴収取扱費として県へ再交付するものとなっております。

ページをめくっていただき28ページですが、附則第15条の6は、第81条の4で規定しました環境性能割の税率について、営業用三輪以上については1%から3%のところを、0.5%から2%へ、自家用の三輪以上について3%の部分を2%に税率を軽減する特例となっております。

その下の附則第16条につきましては、平成27年度末で期限を迎えた軽自動車税のグリーン化特例、つまり燃費のよい車につきまして、初年度に限り税を軽減する制度でございますが、その部分につきましてはさらに1年間延長する改正でございます。また、本改正に伴い語句の改正を伴っております。

ページをめくっていただき、30ページ中段という形になります。

続きまして、第2条のところの改正でございます。

小豆島町税条例の一部を改正する条例、平成26年改正の附則の改正の説明に移りたいと思います。一部の改正に移ります。

附則第6条の軽自動車税グリーン化特例について規定ですが、軽自動車税の種別変更に伴う字句等の変更に当たる部分について改正しております。

ページをめくっていただき、32ページ中段からでございますが、続きまして第3条小豆島町税条例の一部を改正する条例、27年改正の一部改正の説明に移りたいと思います。

附則第5条におきまして、たばこ税に関する経過措置についての読み替え規定でございます。1条による改正中、また19条部分の改正に伴い字句の変更が生じたので、その部分について改正をずっと行っております。

36ページ中ほどまで改正案件がずっと提示させていただいております。

36ページ中段からですが、次にこの改正条例の附則について説明させていただきたいと思います。

施行期日と適用による経過措置の規定となっております。この条例は、平成28年4月1日から施行しますが、第1号に延滞金の計算期間見直しについては平成29年1月1日、第

2号の軽自動車税と改正にかかわるものについては平成29年4月1日、第3号の医療費控除の特例に係るものについては平成30年1月1日、各税の経過措置については次に説明するとおりです。

町民税の延滞金につきましては平成29年1月1日以降に納付期限等が来るものから適用し、特例医療費の控除につきましては30年度の住民税から適用します。

法人町民税の延滞金につきましては平成29年1月1日以降に申告期限が来るものから適用させていただきます。

固定資産税の部分につきましては平成28年度からの適用になりますが、本則附則の10条2に規定する太陽光発電分につきましては平成28年度に取得されたものから適用となります。

軽自動車税につきましては環境性能割につきましては課税が始まる平成29年度からの適用です。同じく、種別割の適用につきましては平成29年度からでございますが、本則附則16条に規定するグリーン化特例対象者、要するに燃費のいい車につきましては平成28年度に購入されたものが対象となっております。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようでしたら、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

次、日程第7、議案第53号専決処分の承認についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第53号専決処分の承認につきまして、小豆島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成26年6月に行政不服審査法またそれに伴う行政不服審査施行令がそれぞれ公布され、本年4月1日から施行されております。これに伴い、地方税においても固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出及びその決定の手続において所要の規定の整備を行い、その分につきまして前議会、3月議会におきまして上程いたしましたその後内容の一部変更が生じたので専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、この改正につきまして新旧対照表によりご説明させていただきたいと思えます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

附則中に適用区分につきまして、従来は平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る審査の申し出だけについての審査でありましたが、今回、平成28年4月1日以降に公示または通知されたものに対する適用と改正されております。これにより、平成28年度以前の部分につきましても改正があった場合の審査の適用となることになっております。この施行日につきましては平成28年4月1日よりの施行となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

次、日程第8、議案第54号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第54号小豆島町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案書の40ページをお開き願います。

第1条は、小豆島町国民健康保険条例の一部の改正についてでございます。

今回の改正は、平成28年度の税制改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金と課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げる一方で、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げることにより軽減の対象となる世帯の拡大を図るものでございます。

詳細は次のページの新旧対照表により説明させていただきます。

第2条は、国民健康保険税の課税限度額の増額になります。

第2項では、基礎課税額に係る限度額を52万円から54万円に引き上げるものでございます。

同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。

これら2つの改正により、国民健康保険税全体の上限額は85万円から4万円増の89万円となります。

続きまして、42ページの第23条は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の改正になります。

第1項は、先ほどご説明いたしました第2条の2項及び3項の改正に伴い、減額の対象となる取得の判定において、基礎課税額について54万円、後期高齢者支援金等課税額について19万円を課税限度額とするものでございます。

第1号は7割軽減の対象となる世帯に係る保険税の減額に関する規定でございます。基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額において、アから、次のページのカまでそれぞれ7割の減額になるように額を定めております。

なお、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が1人となった世帯、いわゆる特定世帯等については基礎課税額と後期高齢者支援金等課税分に係る平等割額が軽減の対象となります。イからエにおいて、それぞれ減額する額を定めております。

43ページの第2号は、5割軽減の対象となる世帯に係る保険税の減額に関する規定でございます。軽減の判定所得の算定において、控除する額について1人当たり5千円を加算し26万5千円とするものでございます。ア以降、カまでは先ほど同様に5割軽減の世帯における減額する額を規定しております。

次のページをお願いします。

44ページの第3号は、2割軽減の対象となる世帯に係る保険税の減額に関する規定でござ

ざいます。軽減の判定所得の算定において、控除する額について1人当たり1万円を加算し48万円とするものでございます。以下、アからカにおいて2割軽減の世帯における減額する額を規定しております。

最後に、45ページは附則といたしまして、施行期日を平成28年4月1日とし、適用区分として、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしてでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 最高限度額が引き上げられて対象になる世帯数を教えてください。

それと、軽減世帯が拡大されるということですのでけれども、この数もお願いします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 今回の税制改正で課税限度額の引き上げで対象増となる世帯についてご質問ありました。それについて回答申し上げます。

対象世帯数は2世帯の増加。今現在16世帯から18世帯になります。影響額といたしましては約59万円となります。また、5割軽減、2割軽減の軽減要件緩和による影響対象世帯数については、5割軽減対象世帯は436世帯から443世帯に増加、プラス7世帯増加いたします。影響額は約174万円。2割軽減対象世帯は331世帯から332世帯、1世帯の増加でございます。影響額は39万円となっております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第9 議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森口久士君） 次、日程第9、議案第55号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第55号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、中武義景氏が平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人格識見高く、人権擁護に深い理解を有しておられます大石雅章氏を推薦いたしたく議会に意見を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明しますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 失礼いたします。

議案第55号、議案書では46、47ページになります。

人権擁護委員の推薦について説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとなっております。現人権擁護委員の中武氏につきましては、本年9月30日で3期、9年務められましたが、任期満了となり今期をもって退任となります。

そこで、地元自治会に相談し、大石雅章氏が人格、識見とも高く、また内海、池田両地域からの信頼も厚い上、人権問題にも非常に熱意を持っておられるので、人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案47ページに記載してありますが、簡単にご紹介を申し上げますと、昭和29年7月11日生まれの61歳で、昭和52年4月、苗羽小学校の講師から平成27年3月に淵崎小学校の校長として退職されるまで教育者として務められてこられました。現在は安田公民館副館長として、また小豆島町文化振興アドバイザーとして地方行政にもかかわっていただいております。

なお、現在の人権擁護委員につきましては、議案集の同ページに記載しておりますので省略をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第55号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第56号 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第56号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第56号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するため、一般廃棄物処分業についても許可するに当たり、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明しますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第56号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

条例議案集の48ページをお開きください。

本案は、一般廃棄物処理業等の許可の対象に一般廃棄物処分業の許可を行えるよう関係規定の整備を行うものでございます。これまで廃棄物関連業者の業務の許可に当たりましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集運搬業、これと浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業についてのみ対象としておりました。

一方、一部の事業者では家屋の除却などから発生する廃棄木材を活用した木材チップ製

造が行われておりますが、これら産業廃棄物由来の原材料に加えまして、庭木の剪定など一般廃棄物につきましても原材料として使用可能であることを確認したことから、新たに法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を行えるよう条例を改正し、一般廃棄物の分野におけるごみの再生利用、リサイクルの推進を図ろうとするものでございます。

なお、許可に当たりましては法第7条第11項の規定により、処分方法及び取り扱う一般廃棄物の種類を限定して許可することとなります。

改正内容につきましては、小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条第1項の規定中、法第7条第1項の後に、もしくは第6項を追加しまして許可申請の対象に一般廃棄物処分業を加えようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成28年7月1日としております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） この条例改正で対象になる業者っていうのは何社ぐらいあるんですか。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 現認しておりますのは現在のところ1事業者でございまして、既に有価物として処理を行っておるところもございまして。この業者につきましては有料で有償という決定で処分しておりますので処分業の許可となっておりますが、無償で回収しておるものにつきましては有価物の回収という観点から対象事業となっておりますので、状況を確認した上で適用するかどうかを判断したいと思いますが、現在のところ1事業者でございまして。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号小豆島町廃棄物の処理

及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第57号 し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について

○議長（森口久士君） 次、日程第11、議案第57号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第57号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

老朽化したし尿収集車の更新に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明しますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 上程議案書の50ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条第1項の規定に基づきまして、予定価格700万円を超えるし尿収集車購入事業に係る物品購入契約を締結するため、地方自治法96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、し尿収集車購入事業に係る物品購入契約であり、平成13年に購入し15年経過いたしましたし尿収集車の更新でございます。

契約方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は656万4,200円、契約相手方は小豆島町池田900番地、株式会社池田モーターズ代表取締役三木久則でございます。

51ページのほうになりますけれども、し尿収集車の概要はご覧のとおりでございます。5月30日に入札を執行いたしまして、ご覧の7業者が応札しております。

納期は平成29年2月28日を予定しておりますが、幸いなことに熊本大震災の影響ございませんで、若干早目の納入が期待されるところでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論はないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第58号 平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第58号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第58号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

補正予算案で追加補正をお願いします額は3,219万6千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費590万円、農林水産業費860万2千円、商工費894万8千円、土木費595万円、消防費106万6千円、教育費173万円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明しますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第58号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案書52ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,219万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億119万6千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更でございます。

55ページの第2表地方債補正をご覧ください。

国庫補助金の内示によりまして橋梁長寿命化事業の事業費が増額となりましたので、その財源として過疎対策事業債110万円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、補正予算の概要でございます。

別冊の補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、2項6目1節道路橋梁費補助金386万7千円につきましては、補助金の内示によりまして橋梁長寿命化事業及び橋梁補修事業等に対する国庫補助金が増額となったものでございます。

次に、15款県支出金、2項4目1節農業費補助金308万7千円でございます。説明欄1の農地利用最適化交付金については、農地の集積、集約化や遊休農地対策など、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に対する手当てとして県補助金の増額割当があったものでございます。

説明欄の2及び3につきましては、県費補助制度変更によりまして皆減となりまして、新たに創設された説明欄4のかがわ園芸産地活性化基盤整備事業費補助金に組み替えたものでございます。なお、あわせまして県予算の都合上、県補助金の一部カットされておりました、総額では35万1千円の減となったところでございます。

説明欄5のオリーブ生産拡大総合支援事業費補助金205万8千円につきましては、町内の3事業者から採油施設、防風施設、鳥獣害防護柵の事業要望がございましたので新たに県補助金を計上させていただいたものでございます。

同じく3節水産業費補助金200万円につきましては、漁港高潮対策事業について増額内示があったものでございます。

同じく15款3項5目3節小学校費委託金52万円でございます。説明欄1につきましては、児童同士あるいは地域の人との交流を通していじめや不登校等の未然防止を図る心の交流事業について安田小学校、それから学力向上に向けた取り組みを推進する学力向上モデル校事業については星城、苗羽の2小学校が内定しましたのでそれぞれの事業について県委託金を計上するものでございます。

17款寄付金、1項5目1節の小学校費寄付金でございます。これは町内から5件、40万円の寄付があったため繰り入れるものでございます。

18款繰入金、1項8目1節園芸特産振興対策基金繰入金81万1千円については、農業者が県費補助を受けて実施するかがわ園芸産地活性化基盤整備事業の町負担分の財源として基金繰り入れを行うものでございます。

同じく、9目1節小豆島オリーブ公園整備運営基金繰入金94万8千円については、オートビレッジYOSHIDAの温泉設備と修繕の財源として基金繰り入れを行うものでございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1,425万3千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで措置したものでございます。

20款諸収入、5項1目3節雑入521万円でございますが、まず説明欄1の自治総合センターコミュニティ助成金については、西蒲生自治会の太鼓台修繕に250万円、及び福田地区自治消防団の防災倉庫、防災機材の整備に対して190万円、合わせて440万円の交付決定がございましたのでこれを受け入れるものでございます。説明欄2の地域活性化センター助成金81万円につきましては、B&G海洋センターと内海総合運動公園を活用した健康体力づくり事業に対して、同センターからの助成金を受け入れるものでございます。

1ページめくっていただきまして、歳入の最後でございます。

21款1項5目1節道路橋梁費の110万円でございます。地方債補正のところでもご説明したとおり、国の補助内示による事業費の増額に伴い、その財源として過疎対策事業債の借入を増額計上するものでございます。

続きまして、歳出のほうをご説明申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料150万円でございます。こちらは合併10周年記念事業の一つとして町史年表を作成することといたしましたので、その作成委託料を計上したものでございます。

同じく7目企画費、19節負担金補助及び交付金250万円でございます。こちらは西蒲生地区の太鼓台修繕に対する自治総合センターからのコミュニティ助成金を町の予算を經由して西蒲生自治会に支出するものでございます。

同じく10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金190万円でございます。こちらは福田地区自治消防団が実施する防災倉庫、防災機材の整備に対する自治総合センターからの助成金を經由するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、1目7節賃金138万円でございます。こちら農業委員と農地利用最適化推進委員の活動に対する賃金を計上したもので、財源は県支出金100%でございます。

同じく、4目園芸振興費、19節負担金補助及び交付金46万円でございます。こちらは補助事業の制度変更による組み替え等により、説明欄1と2が当初予算から皆減となりまして、かわりに説明欄3の事業が皆増となったものでございます。あわせてまして、事業費の一部変動や町費負担の変更によりまして46万円の増額計上となっております。

同じく、9目オリーブ生産費、19節負担金補助及び交付金276万2千円でございます。歳入でもご説明申し上げたとおり、オリーブ生産拡大総合支援事業に3事業者から要望がございましたので新規計上したものでございます。

6款3項水産業費、3目漁港建設費、15節工事請負費400万円につきましては、単独県費の漁港高潮対策事業について補助内示の増額に伴い工事請負費を増額計上したものでございます。

次に、7款商工費、1項4目款項施設費894万8千円でございます。まず、11節需用費94万8千円につきましては、オートビレッジYOSHIDAの温浴施設の熱交換器及び排煙窓等の修繕料でございます。25節積立金につきましては、昨年度中に一般財団法人岬の分教場保存会から300万円、一般財団法人小豆島ふるさと村公社から500万円、それぞれ寄付がございましたので、両財団が管理運営する施設の今後の整備等の資金とするため、寄付相当額をそれぞれ基金に積み立てるものでございます。

次に、一番下から次のページにかけますが、8款土木費、2項2目道路橋梁費595万円でございます。これにつきましては、歳入のところで申し上げましたが、国庫補助金の内示に沿って13節の委託料を300万円の増額、15節の工事請負費を295万円の増額とするものでございます。

9款消防費、1項3目消防施設費106万6千円でございます。こちらは吉田地区の消防資機材倉庫の屋根等のコンクリートが爆裂するなど非常に老朽化が激しいということで今回修繕させていただこうとするものでございます。

次に、10款2項2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金92万円でございます。説明欄1は歳入で受け入れをいたしました寄付金40万円を寄付者のご意向に沿って苗羽小学校の音楽部を育てる会に対して補助するものでございます。

説明欄2及び3につきましては、歳入の県支出金のところでご説明したとおり、心の交流事業については安田小学校、学力向上モデル校事業については星城、苗羽の2小学校が内定いたしましたので、県からの委託金を財源にそれぞれの小学校に補助するものでございます。

最後に、6項1目保健体育総務費の81万円でございます。こちらは地域活性化センターの助成金を財源としてB&G海洋センター及び内海総合運動公園を使った健康体力づくり事業について8節の報償費から12節の役務費まで必要額を計上したものでございます。以上、補正額合計は3,219万6千円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 10ページの合併10周年記念町史年表作成業務委託料、これはどこに委託をするようになるのでしょうか。決まっているのでしたら教えてください。

それとその後、オリーブ生産拡大総合支援事業補助金、3事業者と言われましたけれども、その事業者と中身をもう少し詳しくお願いします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） ご質問の合併10周年記念町史年表作成業務委託料につきましては、役場の職員の方で原案を作成をいたしまして、それを印刷事業者のほうへ回すようなふうになってまいります。

まだ少し詳細が決まってない部分があるんですけども、1,000部程度必要でございますのでこの金額を補正させていただいております。

○議長（森口久士君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（丸本 秀君） 3事業者についてのご質問がございました。

オリーブ生産拡大事業単独県費補助事業なんですけど、まず1事業者がオリーブの採油機を導入する事業者。それから、もう1事業者が防風施設と鳥獣害防護の柵の材料費を買う事業者、もう1事業者は鳥獣害の防護柵、この3事業者でございます。採油機のほうの事業費が約420万円、それから防風施設と鳥獣害施設につきましては1事業者が100万円、残るもう1事業者は事業費が30万円となっております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 10ページの19節負担金補助及び交付金、ここのでどこの倉庫でどれぐらいの広さなんでしょうか。2款防災倉庫。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 福田地区自治消防団の倉庫でございます。

（8番森 崇君「全額ですか、これは」と呼ぶ）

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 全額でございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 12ページの保健体育総合総務費の中で、これはどういうふうな健康づくりの会、内容として。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） メニューとしましては、運動教室2点、それからアクアビクス、レディーススイミング教室です。それから、水中の整体教室、テニス教室の5つの事業に充てるようになる予定をしております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） ちょっと聞きたいんですが、B&Gでやられるのはプールがあったり2人というふうなので水中云々というのはわかるんですが、今健康づくりやいろいろの中でやっとなら、B&Gが町内の大体真ん中にあるのかなというのにしたら参加者から考えるとサン・オリーブとかそういうようなところを使った健康づくりもできるのかなというふうなことを言われる方がおられますが、その辺はどうですか。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 濟いません、どうしても社会教育課が主導でしますとB&Gとか会場、そういうところになってございます。健康づくり福祉課さんとかがやる時にサン・オリーブさんとかそういうところでやると思いますが、対象者のきり口が変わってきたりそういうところでいろいろ変わってくるのだと思いますけども、ただ例えば先ほどの一般質問でしました貯筋運動なんかにつきましてはB&Gと、それは旧内海町のほうではB&G、池田の方ではイマージュセンターの2階でやるとか、できる限り社会教育課でするときは当課の所管の施設の中でできる限りは割り振ってできるような形で考えております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 先ほどの合併10周年の部数が1,000部というような中途半端な部数、これはどういうふうな意味で。有償で町民に配布するのか、無償で配布するのかということと、オリーブの生産拡大のこれ補助率はどれぐらいなのかということをお聞きします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） こちらの町史年表につきましては無償で配布をさせていただくことになると思います。合併記念式典の際にお持ち帰りいただく等でございます。やはり10年ぐらいのスパンで町史の年表は作成していかないとなかなか記憶が薄れるといたしますか、それもございまして今回作成をいたしたいと思っております。

○議長（森口久士君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（丸本 秀君） オリーブ生産拡大総合支援事業の補助率でございますが、県要綱におきましては土地基盤整備や防風施設、鳥獣害の防護施設につきましては補助率が2分の1以内となっております。また、今回該当するんですが、採油機につきましては県要綱では3分の1以内となっておりますが、町要綱におきまして2分の1以内と定めているため、県から町に交付された補助金に町の単独補助6分の1を加えて同様に2分の1以内としております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 記念式典に参加した人には無償、全町には配布しないのか、しないんですか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 合併記念式典の際には無償でお持ち帰りいただきます。そのほかにつきましては各所図書館でありますとか、学校でありますとか、それから県内の各施設等、図書館とかそういうところへ配ると。あとは、町のほうへ置いておきまして必要な際にお渡ししていくというふうなことで考えております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論はないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議員派遣について

○議長（森口久士君） 次、日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により議会の議決を得ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第14及び日程第15、閉会中の継続調査の申し出について、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成28年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員